

第4次 静岡市ものづくり産業振興基本計画

2023（令和5）年3月

静岡市

目 次

第一部	ものづくり産業振興基本計画	…	2
序 章	ものづくり産業振興条例の位置付け		
1	計画の目的	…	3
2	基本理念	…	3
3	役割	…	4
第1章	第4次基本計画の総論		
1	計画の位置付け	…	5
2	計画の対象	…	7
3	計画期間	…	7
第2章	ものづくり産業を取り巻く社会経済環境		
1	国及び静岡県への動向	…	9
2	時代の要請や国際社会の期待に応える視点	…	18
第3章	ものづくり産業の現状と課題		
1	ものづくり産業の意義	…	23
2	事業者アンケートからみる現状と課題	…	27
第4章	ものづくり産業の振興を図る方向性		
1	計画の目標及び基本方針	…	37
2	計画の体系	…	38
3	重点的に取り組む事項	…	39
4	推進体制	…	41
第二部	ものづくり産業振興基本計画（事業計画）	…	44
<参考資料>	根拠法令となる条例及び施行規則	…	50

＜第一部＞

ものづくり産業振興基本計画



序章 ものづくり産業振興条例の位置付け

1 計画の目的（ものづくり産業振興条例 第1条）

静岡市は、江戸時代以来の伝統と優れた技術による駿河竹千筋細工、駿河雛（ひな）具・雛（ひな）人形、駿河指物などをはじめとする伝統工芸品やそれを礎とした家具、木製品、サンダルなどをつくり出す伝統的な地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船業、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業の歴史と伝統を有しています。そこには、先人たちから脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が存在しています。

ものづくり産業の発展は、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出すとともに、雇用機会や労働意欲を創出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

近年、少子高齢化、市場の成熟化、消費者需要の多様化、環境問題、安全・安心に対する要請の高まりなど、社会経済情勢の変化により、ものづくり産業には、製品の高付加価値化、マーケティング力の強化、新しい時代をひらく起業など、業態や規模のいかんにかかわらず、より広い視野に立った新たな取組が強く求められています。

このような背景のもと、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市が連携して、市のものづくり産業を、次世代技術をも取り入れ、激変する社会や時代と調和した世界に通用する産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することは、豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要です。

私たちは、弛まず努力し、絶えず研鑽するものづくり産業の振興を図っていきます。

静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念（ものづくり産業振興条例 第3条）

- (1) ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者の自主的な努力を尊重し、推進するものとする。
- (2) ものづくり産業の振興は、技術、技能及び知識を継承し、及び向上させることの重要性を認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図ることにより推進するものとする。
- (3) ものづくり産業の振興は、自然、歴史、文化、ものづくり産業に関する技術等の地域資源を活用することにより行うものとする。
- (4) ものづくり産業の振興は、世界に向けて展開することを目標に推進するものとする。

3 役割（ものづくり産業振興条例 第4条～7条）

（1）ものづくり事業者の役割

- ①ものづくり事業者は、ものづくり産業の振興において自らが重要な役割を担うことを認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。
- ②ものづくり事業者は、その事業活動における専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、新たな技術等を取り入れるなどしてこれを向上させるよう努めるものとする。
- ③ものづくり事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自らが所在する地域の特性に応じて地域貢献のための取組を行うことにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
- ④伝統的地場産業事業者は、伝統的な技術又は技法の保存及び継承に努めるとともに、伝統を生かした新たな製品づくりに努めるものとする。
- ⑤ものづくり事業者は、市と協働して、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

（2）産業関係団体の役割

- ①産業関係団体は、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示すとともに、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組むよう努めるものとする。
- ②産業関係団体は、ものづくり事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。
- ③産業関係団体は、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（3）市民の役割

- ①市民は、ものづくり産業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ②市民は、伝統的地場産業に係る製品に誇りを持ち、日常生活に生かすよう努めるものとする。

（4）市の役割

- ①市は、ものづくり産業の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- ②市は、ものづくり産業の振興に関する施策にもものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関（ものづくり産業に関する教育又は研究を行う機関をいう。）及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- ③市は、ものづくり産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、静岡県及び他の地方公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第1章 第4次基本計画の総論

1 計画の位置付け

本市では、2023（令和5）～2030（令和12）年度を計画期間とする「第4次静岡市総合計画」及び「第3次静岡市産業振興プラン」を策定し、それぞれの計画目標である「人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする」及び「（仮）時流を捉え、地域資源を活かし、連携しながら、豊かに経済成長を続けるまち」を達成するため、市内の中小企業等の事業活動を下支えする各種施策に取り組むこと、としています。

本計画では、国や静岡県との動向及び「第4次静岡市総合計画」や「第3次静岡市産業振興プラン」との整合を図るとともに、連動した施策展開を図りながら推進するものとします。

（1）「第4次静岡市総合計画」

第4次静岡市総合計画

<まちづくりの目標> 「世界に輝く静岡」の実現

<重点目標> 人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする

分野別計画（商工・物流分野）

<2030年の目指す姿> 時代の変化に対応しながら地域資源を磨き上げ、多様なパートナーシップにより、豊かに経済成長を続けるまちを実現します

政策

施策

政策1
経済成長の原動力となるイノベーションの創出を推進します

- ①協働・共創体制の構築
- ②本市産業特性の活用
- ③企業誘致と留置の推進
- ④創業支援の充実
- ⑤地域経済におけるDXとGXの推進

政策

施策

政策2
地域経済を支える中小企業の振興を推進します

- ①新市場・販路開拓に対する支援
- ②経営基盤・競争力の強化
- ③新製品・技術開発に向けた支援
- ④商業環境の充実・魅力強化

政策3
社会基盤を活用した広域物流を推進します

- ①物流を支える社会資本整備の推進
- ②清水港や高規格道路を活用した広域物流の促進
- ③ロジスティクス産業の振興

政策4
企業の活性化を支える多様な人材の活躍を推進します

- ①次代を担う人材の育成
- ②良質な就労環境の創出
- ③人材と企業の交流の場の創出

(2) 「第3次静岡市産業振興プラン」

第3次静岡市産業振興プラン

<目指す将来像> 共創による新たな挑戦を通じ、豊かに経済成長を続けるまち

目標

- ①市民一人あたりの市内総生産額の増加
- ②働きやすいまちだと思ふ人の割合の増加（ウェルビーイングの実現）

基本的な考え方

本市経済の持続的成長を目指し、共創による企業の新たな挑戦を通じたイノベーションの創出、人材の成長や新たな人材の流入の促進、地域としての魅力向上・求心力強化を図るための施策を推進する。

基本方針①「共創によるイノベーション創出の推進」

【主な施策】 公民連携による共創支援ネットワークの構築

基本方針②「企業の競争力や成長力の強化」

【主な施策】 新事業創出・既存事業高度化支援、スタートアップ創出、レジリエンス対応

基本方針③「本市産業を支える人材の育成・集積」

【主な施策】 人材育成・マッチング支援、多様な働き方推進、移住・定住の推進

基本方針④「選ばれる「地域」を目指した本市プレゼンスの最大化」

【主な施策】 企業誘致・留置の推進、まちの賑わいづくり、地域ブランドの醸成

重点的取組

取組① 「戦略産業の振興」

- ①海洋、②食品・ヘルスケア
- ③清水港・ロジスティクス
- ④観光・ブランド
- ⑤文化・クリエイティブ

取組② 「社会課題への対応に向けた横断的取組」

- ①脱炭素社会の推進
- ②DX・デジタル活用による事業高度化、生産性向上

2 計画の対象

(1) 「ものづくり」の定義

「ものづくり」とは、物を作る（創る）ことであり、特に熟練した技術者や職人が極めて細かく巧みな物を作ること、として主に用いられ、元来その精神性や歴史を表していました。

また、静岡県「静岡県の地域資源の活用と新しい価値の創造によるものづくりの振興に関する条例（平成23年施行）」では、「ものづくり」を「工業製品等の設計及び製造、農林水産物の生産、サービスの提供等を通じ、有形又は無形の価値を創造する事業」とし、ものづくりが属する業種を「ものづくり産業」と捉えています。

(2) ものづくり産業振興条例に位置付ける対象

条例第2条第1号では、「ものづくり産業」を「家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業、その他の製造業」と定めており、日本標準産業分類等で位置付けられている区分に基づく「製造業」が中心となっています。

また、条例第2条第3号では「ものづくり産業のうち、市内において引き継がれてきた伝統的な技術若しくは技法又はこれを基礎とする技術若しくは技法及び市内におけるその他の経営資源を活用して製品をつくり出す産業」を「伝統的地場産業」と定義していることから、本計画では「ものづくり産業」を「製造業」及び「伝統的地場産業」と位置付け、これらの振興に関わる取組を対象とします。

なお、計画の目的である「地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する」ことに向け、対象に関わる関係者も併せて示します。

本計画の対象

<対象>

- ①ものづくり産業及び事業者
*日本標準産業分類「E 製造業」に区分される法人・団体又は個人
- ②伝統的地場産業及び事業者

<対象に関わる関係者>

- ①産業関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、協同組合等）
- ②市民
- ③静岡市

3 計画期間

本計画は、第4次静岡市総合計画及び第3次静岡市産業振興プランの計画期間との整合を図り、2023（令和5）年～2030（令和12）年の8か年を計画期間とします。

なお、あらゆるものを取り巻く環境が複雑さを増し、将来の予測が困難なVUCA*の時代と呼ばれる今般、時代の要請等と本計画に乖離が生じた場合、又はその必要が生じた場合においては、柔軟性のある見直しを図るものとします。

*VUCA（ブーカ）

先行きが不透明で将来の予測が困難な状態を意味し、以下の4つの単語の頭文字をとった造語

- ・V（Volatility：変動性）
- ・U（Uncertainty：不確実性）
- ・C（Complexity：複雑性）
- ・A（Ambiguity：曖昧性）



第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

1 国及び静岡県の動向

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴うサプライチェーンの乱れ、不安定化する世界情勢に伴う原油価格や原材料価格の高騰、半導体不足等の部素材不足、カーボンニュートラルや人権侵害等のサステナビリティへの対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応など、ものづくり産業を取り巻く環境は近年、急激に変化し、対応すべき課題は多様化、高度化しています。

企業単独ではなく、多様な分野や機関が連携して課題に立ち向かっていく必要があるため、国、静岡県においては、次のような方針や施策を示しています。

(1) 内閣府

内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現」（骨太の方針2022・令和4年6月7日閣議決定）では、我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化）、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている現状を受け、主に以下の項目により、「新しい資本主義」を発動していくこと、としています。

新しい資本主義に向けた改革

- ・新しい資本主義に向けた重点投資分野への投資促進
- ・社会課題の解決に向けた取組の実施

① 新しい資本主義に向けた重点投資分野

ア 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」という観点から、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資を加速させること、としています。

イ 科学技術、イノベーションへの投資

社会課題を経済成長へつなげていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠で、特に、量子、AI、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等のバイオテクノロジー・医療分野は、我が国の国益に直結する科学技術分野であるという観点から、投資を促進していくこと、としています。

ウ スタートアップへの投資

スタートアップ*は、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手であるという観点から投資を促進していくこと、としています。

*スタートアップ

急成長する組織のこと。例えば、わずか数年間で数千億円の価値評価が付く会社や数十年で世界を変革するような事業を行おうとする会社などを指す。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

エ グリーントランスフォーメーション（GX）*への投資

2050年カーボンニュートラル*の実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、ロードマップを取りまとめること、としています。

*グリーントランスフォーメーション（GX）

2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を、経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上に向けて、社会構造全体の変革をすすめる取組のこと。

*カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引き、実質的な温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする取組のこと。

オ デジタルトランスフォーメーション（DX）*への投資

デジタル時代にふさわしい行政改革を行うとともに、自動運転車や空飛ぶクルマ、低速・小型の自動配送ロボットの活用を含む物流・人流分野のDXや標準化、Maasの推進のほか、センサー、ドローン、AI診断、IoT技術、ビッグデータ分析など、あらゆる技術を活用するための投資を促進していくこと、としています。

*デジタルトランスフォーメーション（DX）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（経済産業省「DX推進ガイドライン」）

② 社会課題の解決に向けた取組

ア 民間による社会的価値の創造

民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、今後5年間「重点実行期間」とし、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促すこと、としています。

イ 包摂社会の実現

2021年の出生数が過去最少と少子化は予想を上回るペースで進んでいる状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等子どもを取り巻く状況も深刻しています。

このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考えたこどもに関する取組を進めていくこと、としています。

ウ 多極化、地域活性化の推進

東京一極集中の是正や、社会機能を補完・分散する社会構造の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想*」の実現による地方の活性化と、従来型の地方創生双方に取り組むことで分散型国家づくりを進めること、としています。

*デジタル田園都市国家構想

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組、の4つの柱から構成され、地方からデジタル化を進め、国全体へのボトムアップ成長の実現を目的とする施策のこと。



第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

エ 経済安全保障の徹底

新しい資本主義の実現のための基礎的条件は国家の安全保障であるという視点から、国民生活における安全・安心の確保を図ること、としています。

そのほか、国内外の環境変化、経済財政運営に対しては、以下の取組を行うことにより対応していくこと、としています。

③ 内外の環境変化への対応

ア 国際環境の変化への対応

(ア) 外交、安全保障の強化

人権問題、安全保障、核を含む軍縮・不拡散に対する取組。

(イ) 経済安全保障の強化

経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進。

(ウ) エネルギー安全保障の強化

徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与しつつ、脱炭素効果の高い電源を最大限活用。

(エ) 食糧安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策を進める。

(オ) 対外経済連携の促進

国際的な経済連携の強化。

イ 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災からの復興

ウ 国民生活の安心、安全

④ 中長期の経済財政運営

ア 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

イ 持続可能な社会保障制度の構築

ウ 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

エ 国と地方の新たな役割分担

オ 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

(2) 経済産業省

「令和4年度 経済産業政策の重点」（令和3年8月・経済産業省作成）において、経済産業省は、コロナ禍の経済情勢に応じた的確な対応を進めるとともに、「コロナ禍を経て、新たな付加価値を中長期的に獲得し、成長を続けられる産業構造の構築」に取り組むこと、としています。

① コロナ禍の経済情勢に応じた的確な対応

～中小企業・小規模事業者・個人事業主等の事業継続・再構築などに必要な支援～

2020年から引き続くコロナ禍により多くの事業者が依然として厳しい経営状況にあることから、資金繰り支援、支援金給付、イベント再開支援などの、事業継続にあたって必要な足下での支援を迅速に行っていく方針です。

また、中小企業や小規模事業者の経営資源を活かした付加価値向上を図るため、事業の再構築、事業承継・再生、生産性向上支援、取引適正化を進めていくこと、としています。

主な施策等

ア 事業継続のための着実な支援

- ・資金繰り支援、月次支援金等の給付
- ・イベントの再開支援

イ 事業再構築、承継、再生を目指す事業者の後押し

- ・ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業
- ・中小企業再生支援・事業承継総合支援事業
- ・事業承継・引継ぎ・再生支援事業
- ・事業承継ガイドライン、事業引継ぎ後の経営統合に関するガイドラインの策定

ウ 生産性向上による成長促進

- ・生産性革命補助金
- ・成長型中小企業等研究開発支援事業
- ・海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPAN ブランド育成等支援事業等）
- ・展示会等のイベント産業高度化推進事業
- ・共創型サービス I T連携支援事業

エ 取引環境の改善をはじめとする事業環境整備等

- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
- ・小規模事業者対策推進等事業
- ・中小企業取引対策事業
- ・地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業
- ・中小企業・小規模事業者人材対策事業

特に、本市のものづくり産業においても、生産性向上による人材不足への対応や付加価値・販売力向上による「稼ぐ力」の強化が喫緊の課題となっているとともに、取引の適正化という観点においても、大手製造事業所を中心とした産業集積という特性も踏まえ、域内経済の好循環の創出に重要な施策であると考えられます。



第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

②—1 コロナ禍を経て、新たな付加価値を中長期的に獲得し、

成長を続けられる産業構造の構築

2015年のパリ条約採択をはじめ、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現が世界的な潮流となっていることから、蓄電池や水素、洋上風力などの重点分野における研究開発や設備投資を進めていくとともに、再生エネルギーの最大限の導入や水素の社会実装を促進していくこと、としています。また、近年、社会のデジタル化に不可欠な半導体・データセンター、パンデミック時に社会・経済活動のカギを握るバイオや医療、脱炭素化に必須なレアアース等の重要資源に対して世界的競争が激化していることから、経済安全保障を念頭に置いた施策を実施していくこと、としています。

さらに、地域の課題解決やイノベーションの促進、地域特性を活かしたDX（デジタルトランスフォーメーション）、地域への対日投資促進を通じて、地域の持続的な発展を促進すること、としています。

加えて、超高齢化社会を迎える日本において経済活力を維持・向上するため、医薬品・医療機器・ヘルスケア分野の競争力を図ること、としています。

主な施策等

ア 「経済」×「環境」の好循環 ～グリーン成長戦略・エネルギー基本計画～

- ・電気自動車用革新型蓄電池技術開発
- ・水素社会実現に向けた革新的燃料電池技術等の活用のための技術開発事業
- ・先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

イ 「経済」×「安保」の同時実現

～経済安全保障／サプライチェーンのレジリエンス～

- ・AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・5G 投資促進税制

ウ 「経済」×「分配」＝包括的成長 ～誰もが実感できる成長の実現～

- ・地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業
- ・伝統的工芸品産業振興補助金
- ・オープンイノベーション促進税制

エ 「経済」×「健康」の同時実現～民間による健康エコシステムへの投資促進～

- ・ヘルスケアサービス社会実装事業
- ・医工連携イノベーション推進事業

本市のものづくり産業において、上記の潮流をつかむことは重要であり、機械設備の更新による生産性向上を通じた省エネルギー化や、近年頻発する大規模災害に備え、多様なエネルギー源の確保が重要になってくることが考えられます。

また、人手不足やデジタル化への対応については、正に本市のものづくり産業が抱える課題の1つであることから、行政・産業支援機関は、動向を注視しながら、適切な支援を行っていく必要があると考えられます。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

②—2 「デジタル」前提の経済・社会運営 ～新たな行政・アーキテクチャの在り方～

デジタルを前提とした経済・社会の実現に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）を大胆に推進することで、データ主導の経済成長の原動力とするとともに、全国民にデジタル化の恩恵を届けること、としています。これに向けて、新たな付加価値を生み出すための包括的なデータ戦略の推進や、産業分野でのDX、デジタル人材の育成、サイバーセキュリティの強化などの施策に取り組んでいくこと、としています。

主な施策等

ア データ主導の経済・社会システムや産業のDX・デジタル人材育成

- ・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業
- ・展示会等のイベント産業高度化推進事業
- ・地域デジタル人材育成・確保推進事業

イ サイバーセキュリティ

- ・サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策促進事業
- ・中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業

本市のものづくり産業においては、大手製造事業所を中心とした産業集積があることから、人材の育成とともにデータ収集・分析等に取り組むことで、地域の特色を活かしたデジタル化を進めることができるのではないかと考えられます。

②—3 内外一体の対外経済政策

～信頼あるバリュー・チェーンの構築に向けた戦略競争への対応～

コロナ禍以降の世界において、各国がデジタル・グリーン・レジリエンスを軸にした戦略競争を展開する「ガバメント・リーチ*」の拡大、経済安全保障の定着、環境・人権等への関心の高揚が進展しています。こうした国際社会からの要請に対して新たな制度・ルールの構築や、デジタル技術の利活用等を通じたバリューチェーン（価値連鎖）の確立が必要であることから、持続可能性・公正性を盛り込み、国際社会と連携して自由貿易の在り方をアップグレードしていくとしています。

*ガバメント・リーチ 政府の仕事や責任・権限の範囲のこと。

主な施策等

ア 信頼あるバリュー・チェーンの確立

- ・独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金
- ・戦略的国際標準化加速事業

イ 自由貿易のアップグレード

- ・東アジア経済統合研究協力拠出金
- ・日・EU 産業協力促進事業

本市のものづくり産業においても、コロナ禍により多くの企業がサプライチェーンの乱れの影響を受けたことから、事業者、行政・産業支援機関が連携して、持続可能性を前提としたサプライチェーンの構築に向け、国際社会の動向を注視していく必要があります。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

(3) 静岡県

静岡県は、「静岡県経済産業ビジョン2022～2025」（静岡県経済産業部）において、現状と課題を設定し、地域主導型経済政策「フジノミクス」を本格的に展開し、地域経済の早期再生と成長軌道への回復に向けた取組を進めること、としています。

基本理念

東京時代から静岡時代へ
～新しい生産と消費の循環でSDGsを達成～

静岡県経済・産業の現状と課題

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 人口減少と少子高齢化の進行 | ② デジタル化の進展 |
| ③ 脱炭素社会の構築 | ④ コロナ禍による社会変容 |
| ⑤ グローバル化の進展 | ⑥ 事業リスクの多様化 |

「静岡県経済産業ビジョン2022～2025」における施策展開

- ① 富を生み出すものづくり・商業・サービス業のイノベーション
- ② 環境と経済が両立した社会の形成
- ③ 農業生産の革新と美しく活力ある農村の創造
- ④ 林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮
- ⑤ 水産業の持続的な発展と新たな海洋産業の創出

① 富を生み出すものづくり・商業・サービス業のイノベーション

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済の停滞や価値観の変容、経済活動のグローバル化、カーボンニュートラルの実現などの社会経済情勢に加え、AIやIoTなどの革新的なデジタル技術が進展し、社会のあり方が加速度的に変わりつつあります。こうした変化を踏まえながら、成長が期待できる産業分野を見極め、産学官金が一体となって地域の中小企業の参入を促すプラットフォームを構築するとともに、事業化・拡大まで一貫した支援を進め、静岡県の経済を力強く牽引する産業の発展を促すとともに、積極的にDXを活用・推進する人材の確保・育成、新たな技術の導入による生産性の向上、オープンイノベーションを促す環境整備など、ポストコロナ時代を見据えた産業構造の変革を推進していくこと、としています。

施策の方向性

- ・成長分野における産業育成・プラットフォーム構築
- ・事業環境の変化を好機と捉えた中小企業の成長促進
- ・地域資源型・地域コミュニティ型企業の経営強靱化（中小・小規模企業の持続的発展）
- ・地域産業の基盤強化

本市のものづくり産業においては、食料品製造業、機械器具製造業など多様な業種の製造事業所が立地していることから、一律の支援ではなく、それぞれの特性に応じたデジタル化や事業再構築に、行政・産業支援機関が連携して取り組んでいく必要があります。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

② 環境と経済が両立した社会の形成

2050年脱炭素社会の実現には、産業構造や市民のライフスタイルの大きな変革を伴うほどの温室効果ガス排出量の削減が必要になることから、徹底した省エネルギーに取り組むとともに、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進、吸収源対策の推進など、あらゆる政策手段の導入により脱炭素社会の構築を目指すこと、としています。

施策の方向性

- ・環境と経済が両立した社会の形成

特に、製造業はエネルギー消費がすべての業種において最も大きい業種であるという前提のもと、本市においてものづくり産業は存在感の非常に大きい業種であり、脱炭素化への取組を積極的に行うことは、本市におけるものづくり産業の存在感の強化とともに、本市全体の脱炭素化への取組を促すことにもつながることから、機械設備の更新等に対する足下の支援に加え、世界や国の動向等に対してアンテナを高く保つことが必要と考えられます。

③ 農業生産の革新と美しく活力ある農村の創造

静岡県では、温暖な気候や豊かな自然を活かし、多彩で高品質な農産物が生産されていますが、国内外との競争を見据えた生産性・収益性の向上や、担い手の確保などが課題となるとともに、農業生産においても環境負荷の軽減は重要かつ喫緊の課題となっています。

このため、AI・ICT等の先端技術の導入等を通じ、農業の生産性と持続性の両立を図るとともに、経営管理能力を持った人材の育成、マーケットインの考え方に基づいたマーケティング戦略、市場を見据えた商品を提供できる生産体制の構築、他産業との連携の促進などにより、農業の成長産業化を目指すこと、としています。

施策の方向性

- ・生産性と持続性を両立した次世代農業の実現
- ・人々を惹きつける「都」づくりと持続可能な農村の創造

本市のものづくり産業においては、特にお茶や海産物、缶詰を中心に構成される食料品製造業は2番目に製造品出荷額等が大きい業種となっています。「作れば売れた時代」からの転換は、市内の食料品製造業においても課題となっており、マーケティングの支援や、成分の新たな活用方法の発掘を目的とした研究機関との連携など、多様なニーズが発生しています。

④ 林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

森林の多面的機能の持続的な発揮に向けては、充実する森林資源の循環利用が必要であり、それを担う林業・木材産業の成長発展が求められています。

このため、林業イノベーションの推進による県産材の安定供給、林業の人材確保・育成と持続的経営の定着、県産材製品の需要拡大に一体的に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献する林業・木材産業によるグリーン成長を進めること、としています。

施策の方向性

- ・森林資源の循環利用を担う林業、木材産業によるグリーン戦略
- ・森林の公益的機能の維持、増進
- ・社会全体で取り組む魅力ある森林づくり
- ・「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現

本市においては、毎年「シズオカ [KAGU] メッセ」が開催されるなど家具等の製造が盛んで、オクシズ材をはじめとする森林の利活用において静岡県との連携が十分に考えられます。



第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

⑤ 水産業の持続的な発展と新たな海洋産業の創出

静岡県は、変化に富んだ海岸線を有し、豊かな漁場に恵まれ、沿岸から遠洋まで幅広い漁業が営まれているとともに、特色ある水産加工品が生産され、2019年の漁業・養殖業生産量は全国6位、水産加工品生産量は全国3位となっています。

しかし、漁業生産量は長期横ばいから減少傾向に転じたほか、漁業就業者数、漁業経営体数、水産加工経営体数は長期減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、魚価安や流通量の減少が続き、水産業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、静岡県水産業の魅力を増大し、持続的に発展させていくためには、漁業所得（漁業産出額のおおむね3割程度）の向上につながる魚価向上対策や就業者確保対策とともに、水産業の更なる発展、新たな海洋産業の積極的な創造・育成に取り組むことが重要です。

施策の方向性

- ・水産業・海洋産業の高収益化・成長産業化
- ・静岡の海の豊かさの維持・増大

本市には、静岡県の外郭団体であるMaOI（マリンオープンイノベーション機構）が立地し駿河湾等の生物資源を活用した海洋の産業振興と環境保全を推進しています。

本市のものづくり産業の観点では、駿河湾の海産物資源を使用した食料品製造業との親和性が高いと考えられることから、適時適切な連携による産業振興を図ることが求められます。

◆ 静岡県と本市のものづくり産業との連携

静岡県は、県内各地に先端産業創出プロジェクトを有しています。本市のみでは完結できない高度かつ専門的な取組を行っていることから、日頃の接点において、事業者の持つニーズや課題を十分に理解し、事業の高度化につなげていくことが、本市の重要な役割の一つであると考えます。

先端産業創出プロジェクト

- ・フォトンバレープロジェクト（所在地：浜松市）
⇒光・電子技術の活用促進
- ・「次世代モビリティ」プロジェクト（所在地：浜松市）
⇒次世代自動車の技術開発支援
- ・ChaOIプロジェクト（所在地：菊川市）
⇒お茶の「新たなブランド価値」の創造
- ・FHCaOIプロジェクト（所在地：静岡市）
⇒食品・ヘルスケア産業の集積
- ・MaOIプロジェクト（所在地：静岡市）
⇒マリンバイオテクノロジーの活用
- ・ふじのくにCNFプロジェクト（所在地：富士市）
⇒CNF（セルロースナノファイバー）関連産業の創出と集積
- ・AOIプロジェクト（所在地：沼津市）
⇒農業を軸としたビジネス展開の促進
- ・ファルマバレープロジェクト（所在地：長泉町）
⇒医療・健康関連産業の集積

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

2 時代の要請や国際社会の期待に応える視点

(1) SDGsの推進



① SDGsの概要

2015年の国連総会において、持続可能な開発のための国際目標として「SDGs (Sustainable Development Goals)」が採択されました。

2001年に採択された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継として、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」ことを誓っています。



第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

② 本市における取組

先進国が取り組む普遍的な目標であり、本市としても積極的に取り組むとともに、国連ニューヨーク本部で開催されたSDGs推進会議や国際ハイレベル政治フォーラムなどの国際会議に参加し、本市の取組を世界に向けて発信してきました。2018年（平成30年）6月には、内閣府から「SDGs未来都市」に、同年7月には国連からアジア初の「SDGsハブ都市」に選定され、主に以下の取組を行っています。

ア 静岡市SDGs宣言

市内の事業所や団体等によるSDGs活動を推進し、優良事業の発掘と、市内事業所等におけるSDGsへの取組状況を国内外に発信していくことを目的に「SDGs宣言」の募集を行っています。

イ 静岡市SDGs連携アワード

地域課題解決に向け、17ゴール達成を通じた事業所・団体間の連携した取組を増やすことを目的に、事業所・団体間の連携を誘引しやすく、汎用性の高い取組を行っている2以上の異なる事業所・団体によるグループを表彰しています。

③ 本市のものづくり産業に求められる役割

世界各国でSDGs達成に向けた動きが加速する中、本市のものづくり産業においても、同様の動きが求められます。SDGsや後述するカーボンニュートラルを含め、世界的な潮流への対応状況が取引慣行になる可能性もあり、本市のものづくり産業が存在意義を発揮していくためにも、企業による取組はもちろん、行政・産業支援機関による啓発・促進活動が必要となってきています。特に、以下の6点は、業界全体の持続可能性に関わる重要な項目といえます。

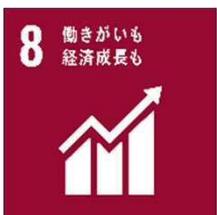
④ 本市のものづくり産業が重点的に取り組むべきゴール



4. 質の高い教育をみんなに
⇒ものづくりに携わる人材を育成するため、自社内及び外部機関等を活用して教育を行うこと。



12. つくる責任、つかう責任
⇒ものづくりをする立場として、循環型社会に適した製品を提供すること。



8. 働きがいも経済成長も
⇒従業員やその家族のQOL向上とともに、自社及び業界の発展を両立させること。



13. 気候変動に具体的な対策を
⇒カーボンニュートラルの実現を目指し地域との共生を業界全体で推進することで、持続可能な事業環境構築を目指すこと。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
⇒時代や社会の潮流・ニーズに応じた製品・サービス開発を実施し、高付加価値化に取り組んでいくこと。



17. パートナーシップで目標を達成しよう
⇒ものづくり事業者、行政、産業関係団体が一体となってSDGsに取り組み、持続的な成長を実現すること。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

～「持続的な発展」に向けた本市の表彰事業～

本市においては、SDGsの目標を直接的にクリアするものではないものの、市内の中小企業を対象に、各々の事業活動を表彰し、ロールモデルとして広く周知することにより、受賞企業の付加価値向上や従業員のモチベーション向上を図るとともに、他の企業による取組を喚起し、持続的な発展を拡大していくため、中小企業表彰を行っています。

■ 静岡市中小企業技術表彰

新しい技術、独創的な技術を持ち、活躍している中小製造事業者を表彰しています。

また、市長による表彰に加え、受賞企業をロールモデルとして広く周知することで、本市の産業振興と経済の活性化を図ることを目的に実施しています。

当計画における主要なテーマの一つである「付加価値の向上」に資する取組として、受賞企業の取組やノウハウが拡散し、市内ものづくり産業の全体的な底上げにつながることを期待しています。

なお、令和4年度までで24社の企業が表彰されています。

【WEBサイト】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/805_000105.html



■ 静岡市CSRパートナー企業表彰

適正な労務管理、コンプライアンス、社会貢献活動の充実など、企業の持続的な発展に資するCSR*活動に取り組む企業を表彰しています。

なお、令和4年度までで30社の企業が表彰されています。

【WEBサイト】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/553_000021.html



*CSR

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称。企業は利潤を追求するだけでなく、企業市民として組織活動が社会に責任を持ち、あらゆる利害関係者に対して適切な意思決定を行うこと。

■ 多様な人材の活躍応援事業所表彰

女性をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくり（＝ダイバーシティ経営）に積極的に取り組む事業所を表彰しています。

なお、令和4年度までで64社の事業所が表彰されています。

【WEBサイト】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000005.html



(2) 脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

① 世界における潮流

昨今、地球温暖化により世界の平均気温は上昇を続けており、世界各地で異常気象などの気候変動問題が顕在化しています。日本においても毎年、各地で豪雨発生により住民被害が発生、注目度の高い論点となっており、CO₂などの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくことが、世界全体での喫緊の課題となっています。

1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）が採択されて以降、世界全体で気候変動対策に取り組んできましたが、2015年、第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）において、パリ条約が採択されました。

世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求（1.5℃努力目標）を世界共通目標とした京都議定書に変わる国際約束です。これまで積み重ねられてきた世界の気候変動対策の転換点であり、脱炭素社会の実現に向けた新たな出発点といえ、世界各国で、カーボンニュートラルを目指す動きが加速し、脱炭素化に向けた大胆な政策措置を打ち出しているとともに、気候変動問題への対応を「成長の機会」と捉える潮流も生まれています。

② 地域経済への波及

カーボンニュートラルの実現に向けた国内外の政府・企業等が世界潮流に敏感に反応していることで、これまでの事業環境は急激に変化しています。サプライチェーン全体で脱炭素社会に取り組む取引慣行の進展、エネルギー需要構造の変化による社会経済環境の変化、環境に配慮したファイナンスの拡大、などが想定されます。

本市のものづくり産業の特徴の一つとして、大手製造事業所を中心とした産業集積が挙げられますが、特に取引慣行の変容に関しては影響が大きいと考えられます。既に一次及び二次下請け企業に対してエネルギー削減目標を課す動きもあり、新しい取引慣行に対応していくためにも、今後は同様の動きがサプライチェーンの末端まで及ぶことへの対応を行っていく必要があると考えられます。

③機会と捉える視点

一方で、新たな価値観の誕生により、上記の環境変化がビジネスチャンスと捉えることも可能で、生産性向上による収益性の向上、環境対応による企業競争力の強化、脱炭素経営・脱炭素製品による差別化・企業価値の向上、等を見込むことも可能です。

企業レベルでの取組が重要であることはもちろんですが、行政や産業支援機関も十分に関与し、カーボンニュートラルに関連した新しい産業の創出や脱炭素化を支援することにより、環境問題への対応と、経済の好循環の両立を支援していく必要があります。

第2章 ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① 本市のものづくり産業における課題

本市のものづくり産業において、世界的潮流や首都圏と比べたIT活用、DX（デジタルトランスフォーメーション）対応の遅れ、稼ぐ力の低下、といった地方都市ならではの弱みがあると考えられることに加え、事業環境においては、慢性的な人材不足、海外メーカーの競争力上昇、地政学的リスクに伴う原油価格の急激な高騰、半導体をはじめとする部素材不足の深刻化等の多様な脅威に晒されている現状があります。

② 機会と脅威

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う東京一極集中の瓦解、兼業・副業人材市場の活性化及び多様な働き方の普遍化、SDGs及びこれに内包されるカーボンニュートラルという新たな視点の出現や、自動車業界におけるCASE*に代表される大きな変革に伴う新たなビジネスチャンスの可能性、など、弱みや脅威を補いうる事業環境の変化があると捉えることもできます。

特に、第4次産業革命とも呼ばれる、IoT（モノのインターネット）やAI、ビッグデータ等デジタル技術を基礎とした変革が起こっており、画一的な生産からカスタマイズされた生産への変化、既存資源の有効活用、従来人間によって行われていた作業の代替等が可能となっています。

事業者の立場としては、生産の効率性の飛躍的な向上が見込まれる一方、ソフト及びハードのデジタル活用に対する投資が行えない事業者は、市場への参加が難しくなるなど、生産性の向上と高付加価値化を享受できる企業とそれ以外の企業との二極化が大きく進む恐れがあります。

*CASE（ケース）

自動車業界の将来動向を示す、以下の4つの単語の頭文字を使った造語。

- ・C（Connected：つながる）
- ・A（Automated：自動化）
- ・S（Shared：シェアリング）
- ・E（Electric：電動化）

③ 本市のものづくり産業の強みを機会に

本市のものづくり産業に翻ると、多様な業種（日本標準産業分類における中分類）の産業集積を活かしたデータの収集・分析と活用、大都市圏との物理的な近さ、ウェブ会議システムやチャットツールを活用したIT人材の確保、市内でのIT人材の育成等により、さらなるIT活用の促進及び生産性の向上と新たな価値の創造に取り組む必要があると考えられます。

一方で、ものづくり産業の根幹ともいえる、「現場」に強く高度な知識・技術を保有する人材育成を深化させることで、「IT」×「現場」による高付加価値化及び従来型の大量生産モデルを前提とした価格競争からの脱却を図り、より多くの利益をもたらす、市内経済循環の活性化と、本市のものづくり産業に携わる方々がより豊かになるよう取り組み、次世代へものづくり産業を引き継いでいくことが、本市のものづくり産業振興施策の意義であると考えます。

第3章 ものづくり産業の現状と課題

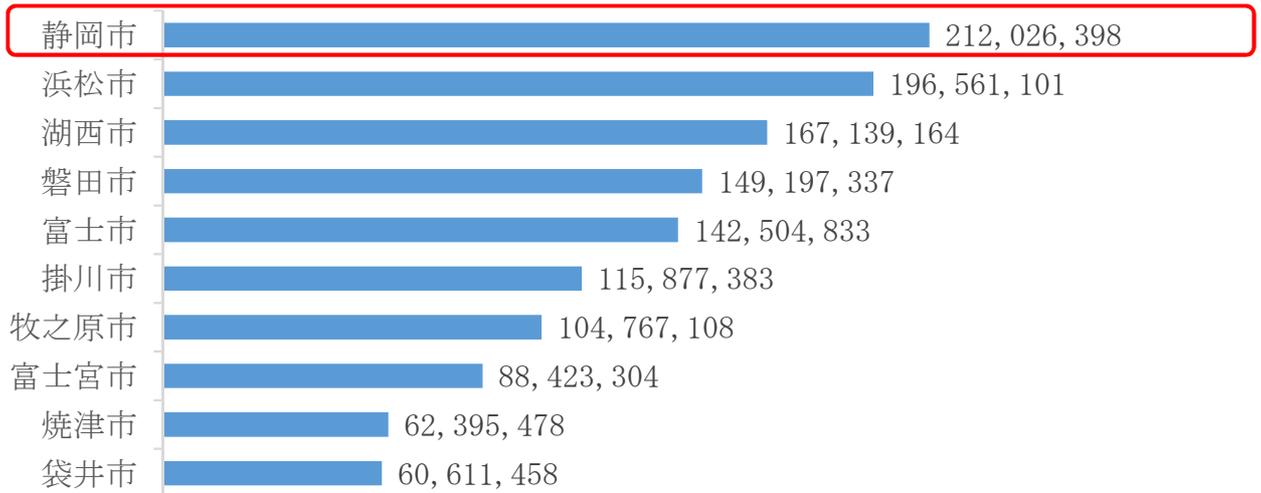
1 ものづくり産業の意義

(1) 静岡県及び本市のものづくり産業の特徴と強みについて

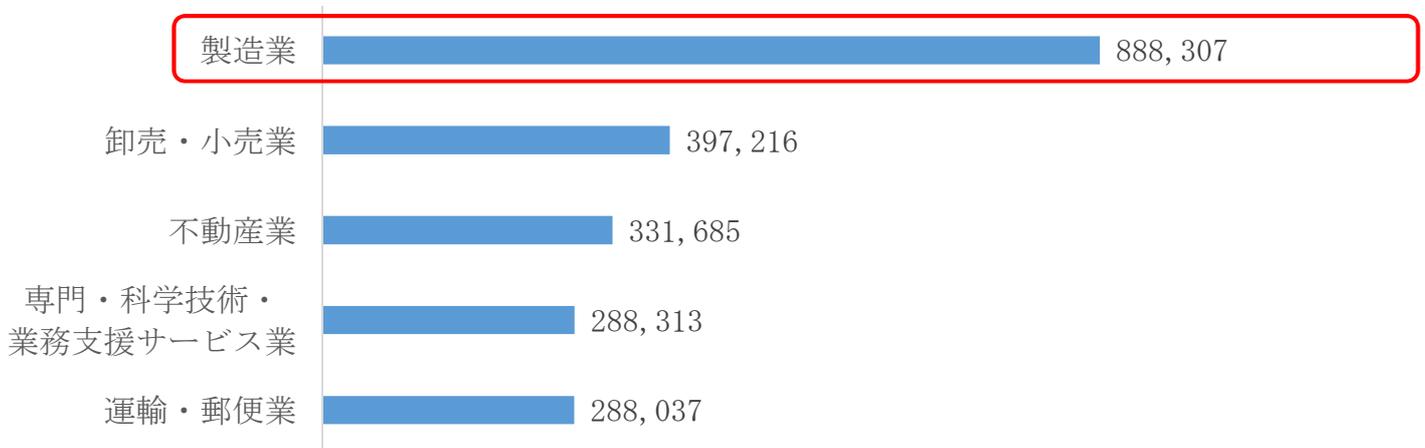
静岡県は首都圏と中京圏との中間に位置し、複数の工業地帯からのアクセスが良好であるうえ、北は南アルプスに囲まれ、ものづくりに必須な良質かつ豊富な水資源に恵まれています。こうした背景から静岡県は古くからものづくり産業が盛んで、製造品出荷額は全国で4位となっています（2020年工業統計調査）。中部は商業、清水港を活かした物流及び食品・水産加工業、西部は輸送用機器及び楽器、東部は製紙、化学工業及び医療・健康産業、と多様な産業が立地しており、経済環境の変化に対応し易い産業構造となっています。

本市に目を移すと、製造品出荷額は2020年には静岡県内で1位となりました。また、製造業の市内総生産額は最も大きく、事業所及び従業員数においては、卸売業・小売業に続き、2番目に多くを抱える業種であるなど、存在感を増すとともに、多数の市民が従事する業種として、本市市民生活に密接に関係した産業といえます。

静岡県内 各市町製造品出荷額の内訳（百万円・上位10市町・2020年工業統計調査）



静岡市内 業種大分類別総生産額（百万円・上位5業種・2020年しずおかけんの地域経済計算）

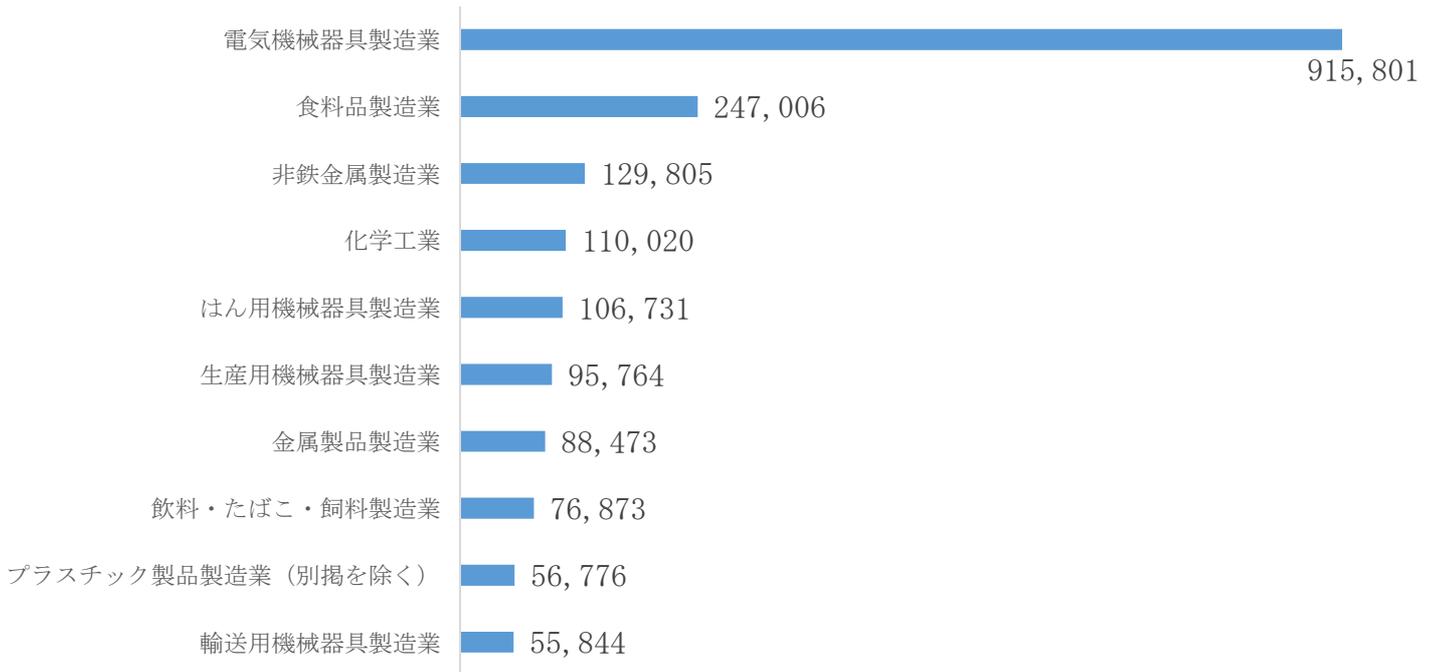


第3章 ものづくり産業の現状と課題

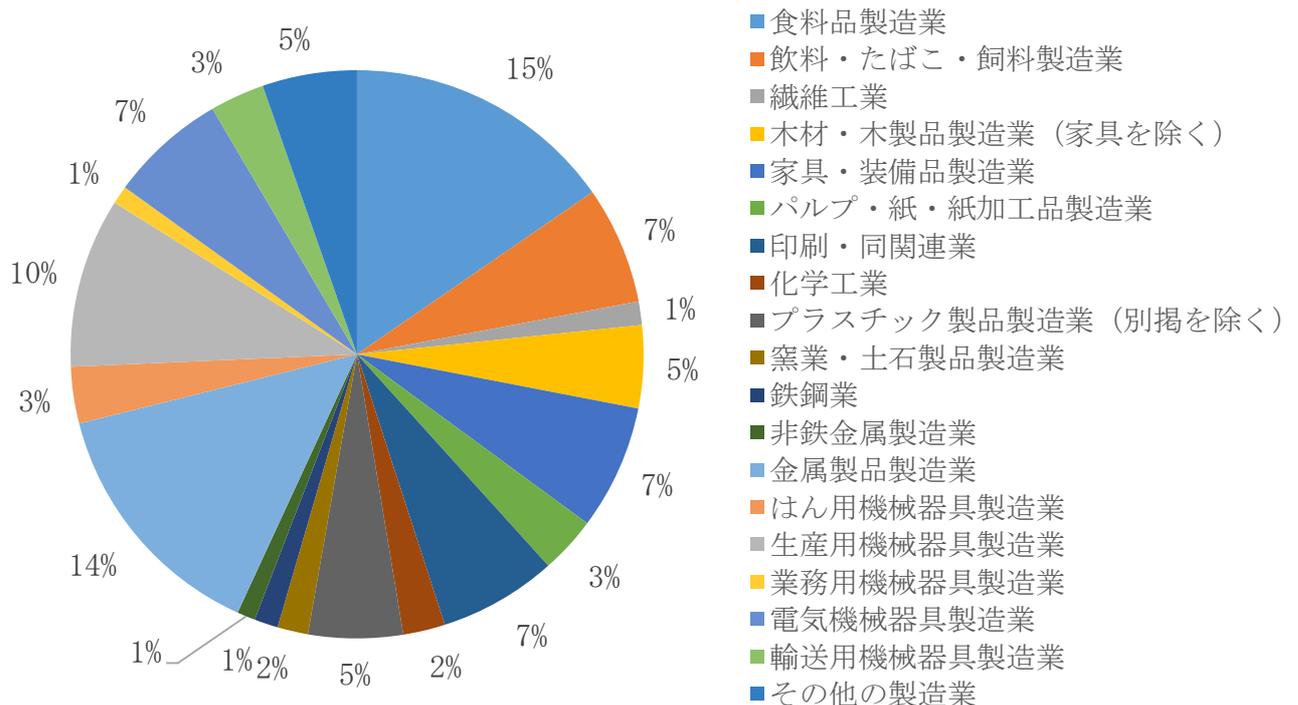
(2) 本市のものづくり産業の構造

本市のものづくり産業については、2020年工業統計調査によると、製造品出荷額においては大手製造事業所が立地していることに伴う電気機械器具製造業及び食料品製造業が構成比としては大きいものの、その他の業種については構成比に大きな差はなく、多様な業種が万遍なく分布していることが読み取れます。事業所数については、業種ごとの偏重はより少なくなり、製造業全体として、好不況に伴う影響を受けづらい構成となっていると考えられます。

静岡市内製造品出荷額の内訳（百万円・上位10業種・2020年工業統計調査）



静岡市内事業所の中分類別構成比（2020年工業統計調査）

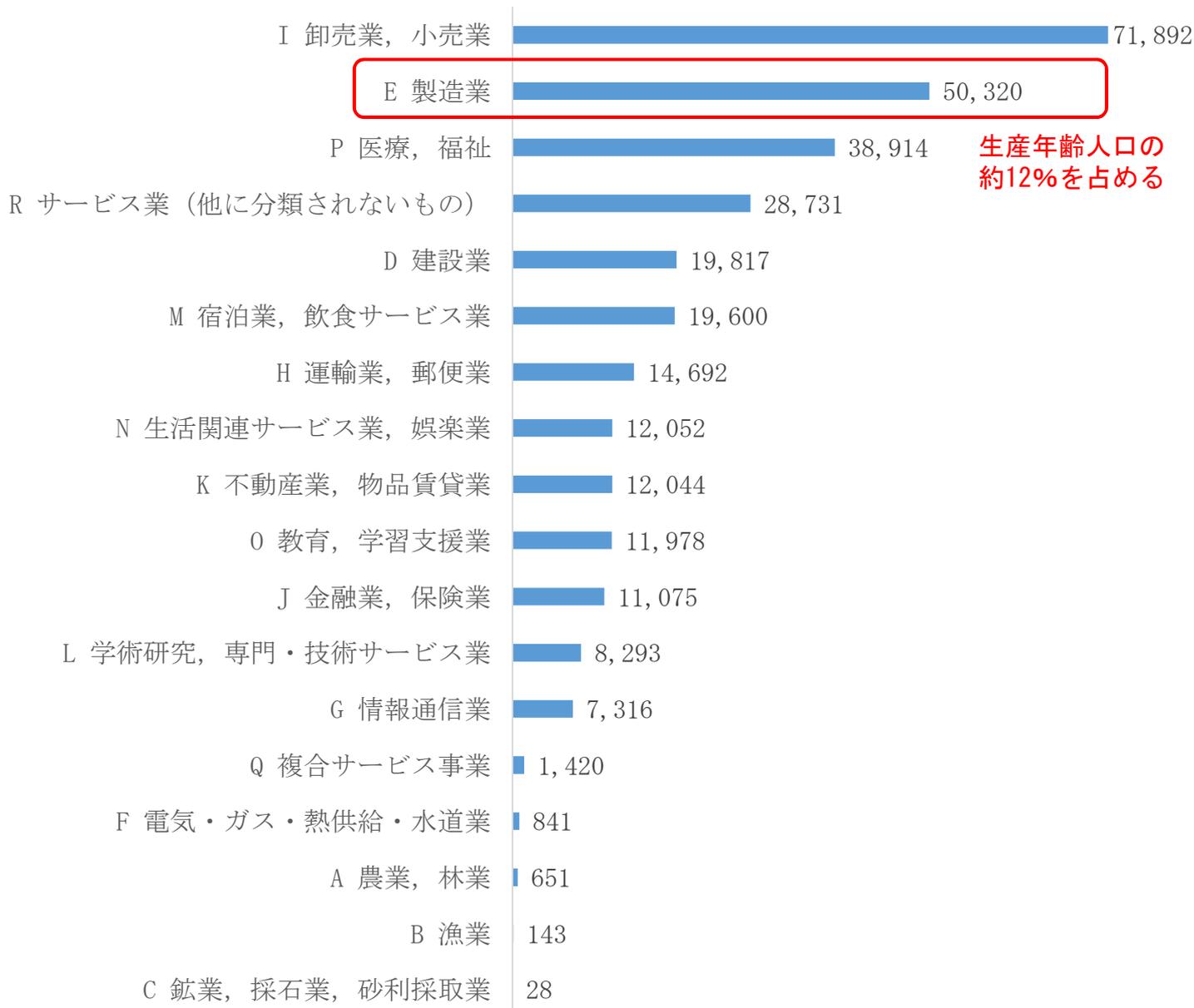


第3章 ものづくり産業の現状と課題

(3) 本市のものづくり産業と市民生活の関係

本市のものづくり産業は市民生活とも密接な関係にあります。2016年経済センサスによると、製造業に従事する従業員数は50,320人と、静岡市の生産年齢人口（15歳以上65歳未満）435,028人（2016年6月30日現在）に対し、約12%を占めています（2020年工業統計調査に基づく従業員数47,845人に対し、同年6月の生産年齢人口399,101人。構成比約12%）。

業種別（大分類別）従業員数（静岡市内・2020年工業統計調査）



第3章 ものづくり産業の現状と課題

また、2016年経済センサスによると、全業種に占める製造事業所数は、3,689事業所と全体の約13%を占めています。

日本標準産業分類の全20業種が本市に所在することを踏まえれば、製造業の生産年齢人口に占める従業者数割合、市内総事業所に占める割合は相応に大きく、本市のものづくり産業の振興と発展が、市民生活の向上に大きな影響を与えるといえます。

特に、製品の普遍化に伴う従来型の大量生産による売上の拡大が困難になってきた昨今の事業環境において、製品の差別化・高付加価値化と、マーケティング・販売力の強化による「稼ぐ力」の向上が、市民の所得向上に直結するとともに、市内の経済循環を底上げに繋がっていくと考えられます。

業種別（大分類別）従業員数（静岡市内）



第3章 ものづくり産業の現状と課題

2 静岡市内製造事業者アンケートから見る現状と課題

静岡市内 中小製造事業者アンケート

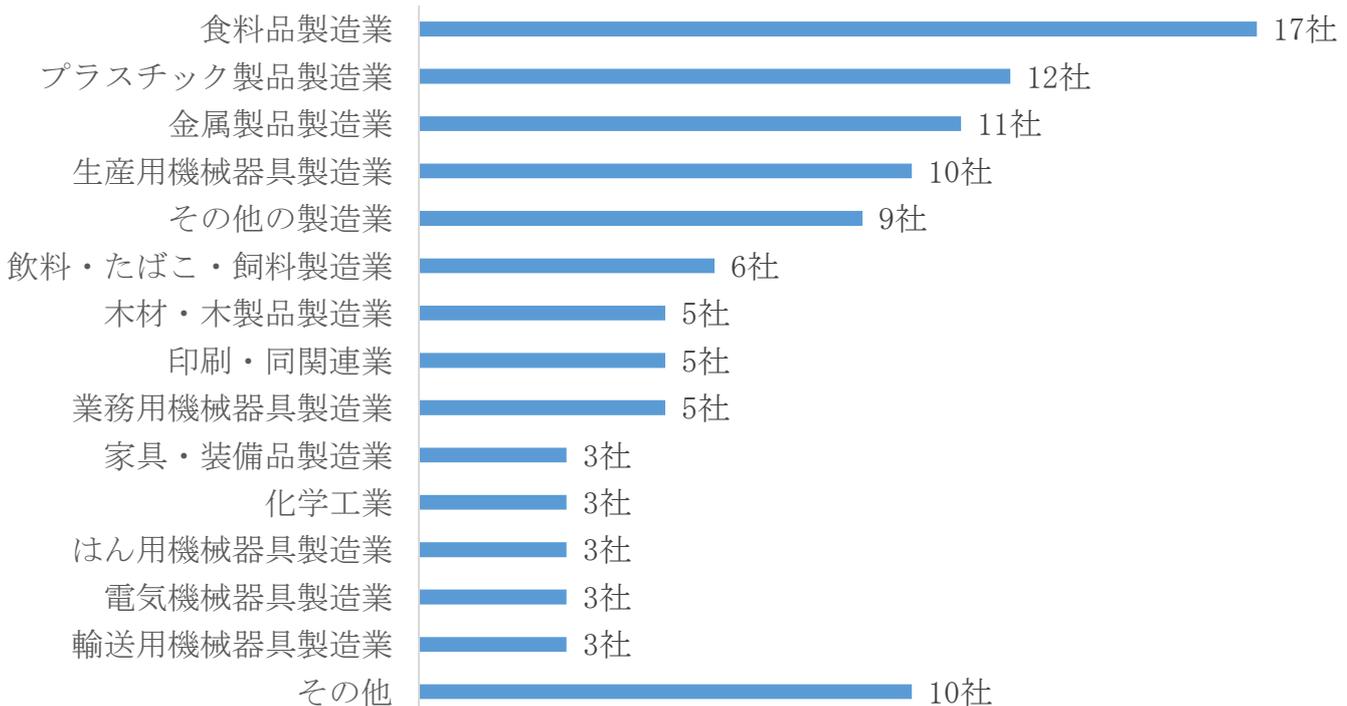
対象 : 市内179事業所
※過去に産業振興課の補助金利用や企業立地等各種相談実績のある市内中小製造事業者
回答時点 : 令和4年7月1日
回答数 : 105件 (回答率58.6%)

アンケートの実施について

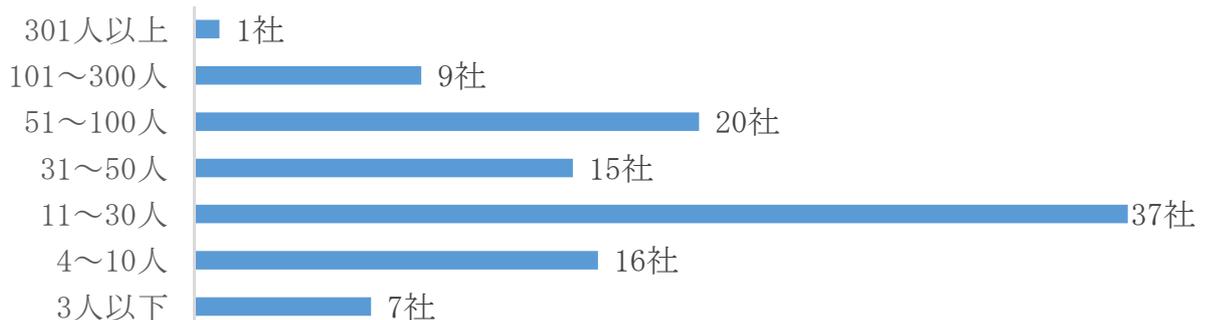
かねてからのAIをはじめとするITの急速な発展に伴う事業環境変化への対応に加え、2019年12月から世界的流行が始まった新型コロナウイルス感染症に端を発するサプライチェーンの混乱、2022年2月からのロシアによるウクライナ侵攻に端を発する資源価格の高騰といった国際的要因の不安定感の増大等、ものづくり事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

近年のこうした事業環境下における市内ものづくり事業者が抱える課題を把握し、適時適切な支援施策を行っていくため、市内179事業所に対してアンケート調査を実施しました。

回答企業の業種分類



回答企業の従業員規模



第3章 ものづくり産業の現状と課題

(1) 2021年7月と比較した経営環境の変化

売上は増加している一方、
原材料価格、電力費の高騰、半導体不足により収益面が圧迫されている。

「マイナスの影響がある」「今後マイナスの影響が見込まれる」と回答した企業が57%となった一方で、「今後プラスの影響が見込まれる」「プラスの影響がある」と回答した企業が24%となりました。

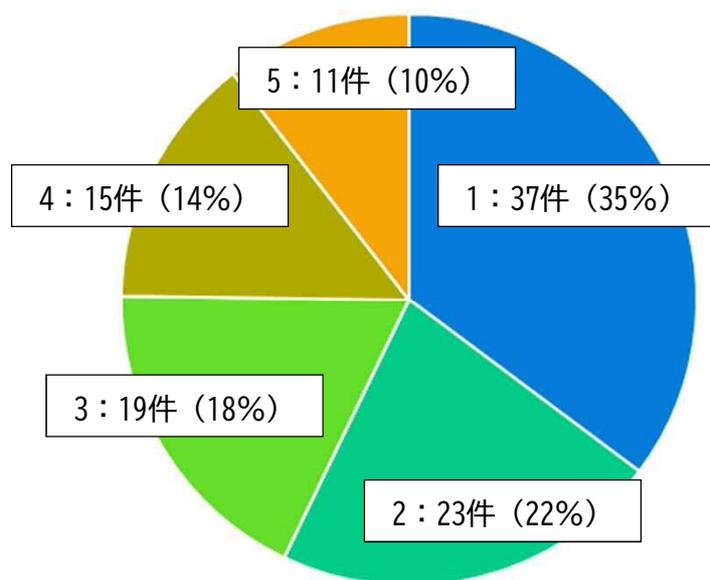
自由記載

■「マイナスの影響」の理由

- ・原材料費、副資材費、電力費の高騰に加え、最低賃金アップによる従業員全体へのベースアップが見込まれるため、生産性を大幅にアップさせなければ昨年並みの収益は難しい状況になってきている。
- ・鋼材、部品等の高騰が製造原価を圧迫。価格転嫁を試みているが、顧客同意が得られないケースが顕著となっている。
顧客同意を得るため、製品に新たなる付加価値を付け競合との差別化を図るべく検討中。
- ・主原材料の供給制限によりユーザーの注文数量に対応しきれない。

■「プラスの影響」の理由

- ・新規事業が軌道に乗っている。
- ・半導体関連顧客からの引き合いが増加している。
- ・工作機械業界全体で受注が回復している。



1. マイナスの影響がある
2. 今後マイナスの影響が見込まれる
3. 変化はない
4. 今後プラスの影響が見込まれる
5. プラスの影響がある

第3章 ものづくり産業の現状と課題

(2) (社内環境)

優先して取り組んでいる、または、今後取り組みたいと考えている事項

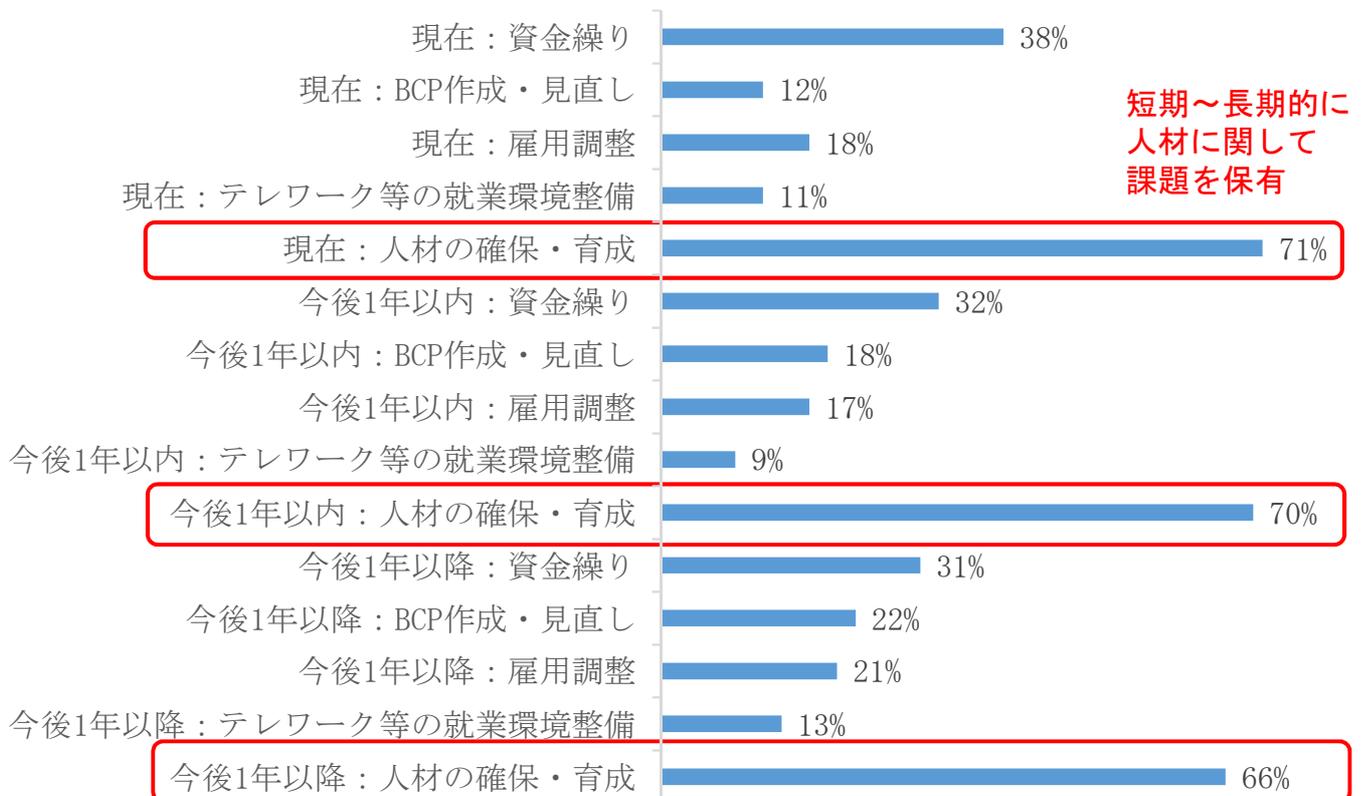
「人材の確保」「資金繰り」の回答割合が多く、
人手不足の慢性化や、世界情勢の変化に伴う資金繰りの悪化が問題となっている。

「現在：人材の確保」(71%)、「現在：資金繰り」(38%)、「現在：雇用調整」(18%)、「現在：BCP作成・見直し」(12%)、「現在：テレワーク等就業環境の整備」(11%)と続きました。

自由記載

- ・従業員の高年齢化が進行していることもあり、若返りが必要となる。
若年者の雇用を強化し、女性のエンジニアの採用にも力をいれていく。
- ・新しい産業、DXに適応できる人材の育成が急務。
今までのような仕事の方法からの脱却を図れる人材育成への取組が必要となっている。
- ・資材不足による製造活動の遅延は納品時期の遅延に繋がり、販売金額の回収の遅延に繋がるため、連鎖倒産の可能性を秘めていると考えている。
コロナ禍、ウクライナ問題下での最重点は資金繰りであると考えている。

■ (社内環境) 優先して取り組んでいる、または、今後取り組みたいと考えている事項



第3章 ものづくり産業の現状と課題

(3) (社外環境) 優先して取り組んでいる、 または、今後取り組みたいと考えている事項

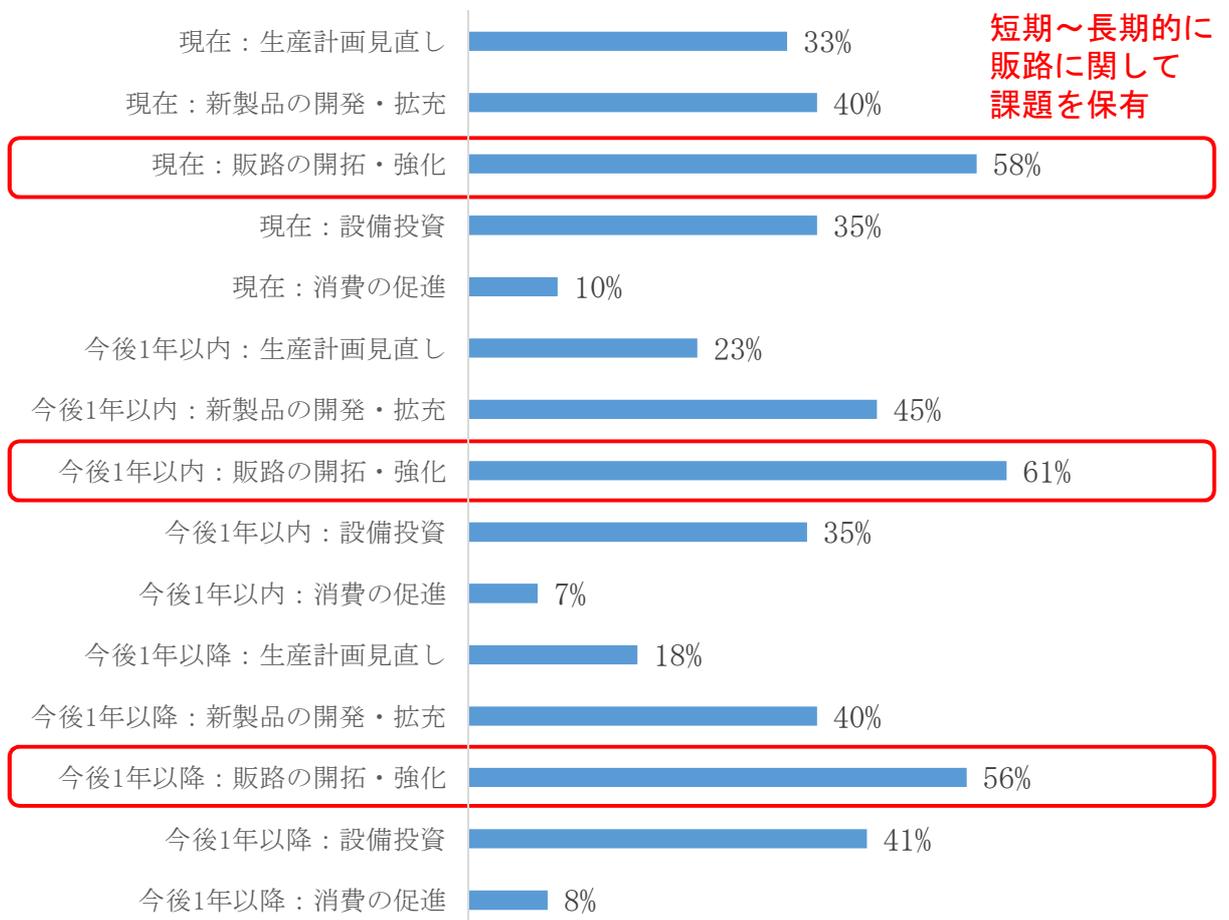
他業種への参入障壁が下がりつつある中で販路開拓が重要視されている。
また、多様化したニーズへの対応や人手不足対応のための設備投資が重要視されている。

「現在：販路の開拓・強化」(58%)、「現在：新製品の開発・拡充」(40%)、「現在：設備投資」(35%)、「現在：生産計画の見直し」(33%)、「現在：消費の促進」(10%)と続きました。

自由記載

- ・企業ブランドの再構築、新しい分野への販路開拓のなかで、自社の強みを生かした製品開発が必須。
- ・OEM生産以外の商品の販路強化に取り組む必要があると考えている。
- ・今後人材確保が難しくなっていく中で、設備投資により生産現場でのロボット導入及び自動化を進めていくことが必須となってくると考えている。
- ・製造品目の変化、製造形態の変化に対応できる技術、設備が必要。
仕事を取りに行くためには、人、モノの充実が必要となる。

■ (社外環境) 優先して取り組んでいる、または、今後取り組みたいと考えている事項



第3章 ものづくり産業の現状と課題

(4) IT化

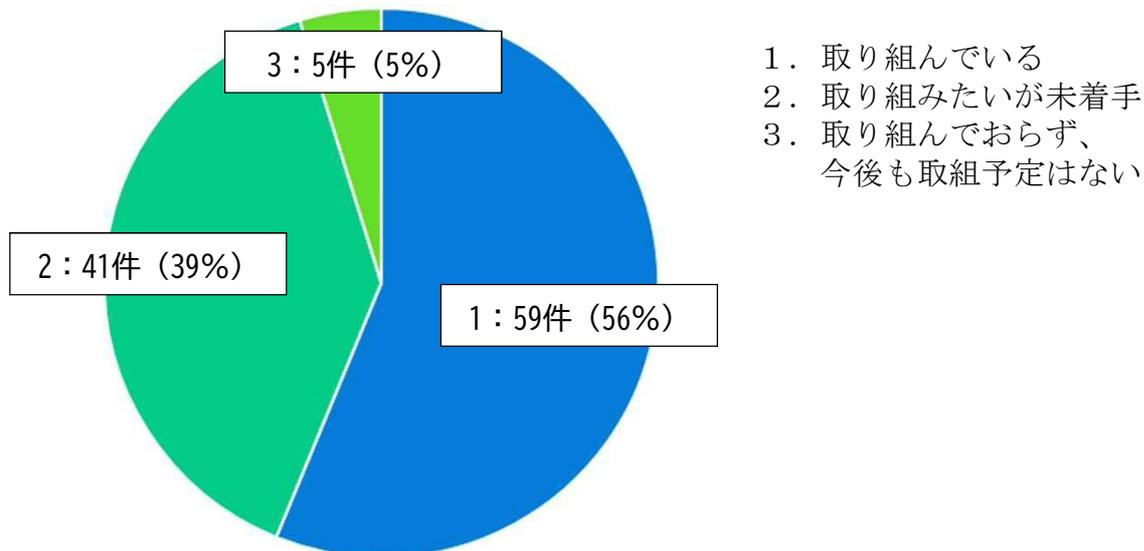
9割以上の企業がIT化の必要性を感じている一方で、問題と考えている内容は多岐にわたっており、解決に向け取り組む事項は多い。

自社のIT化については、「既に取り組んでいる」(56%)、「取り組みたいが未着手」(39%)と必要性を感じている企業は9割以上となりました。

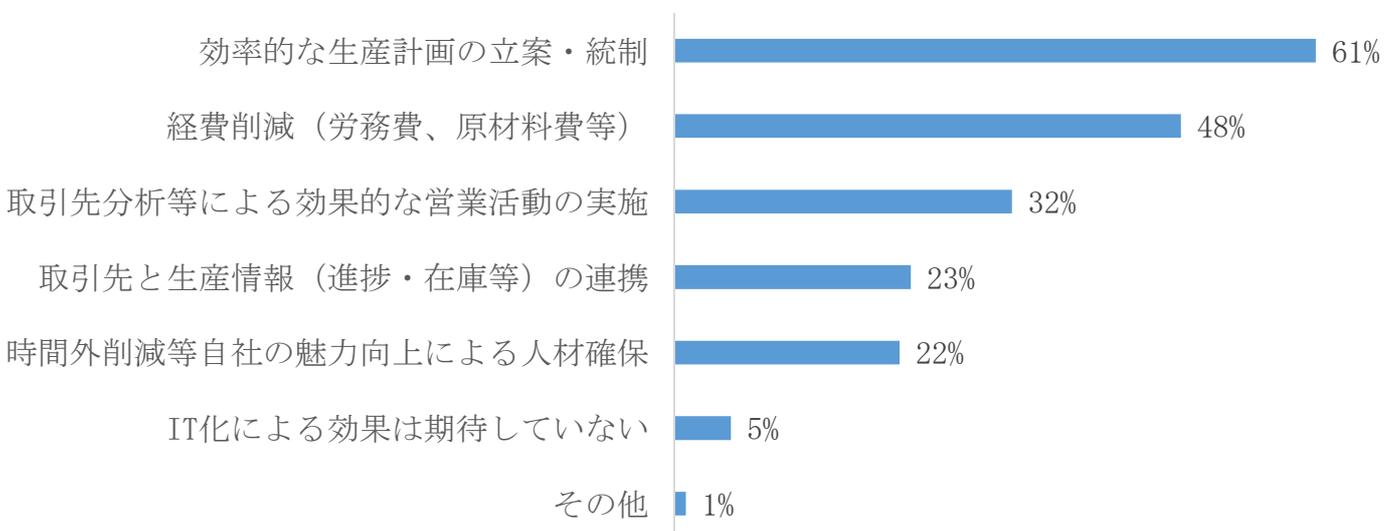
IT化に取り組む目的・期待する効果については、「効率的な生産計画の立案・統制」(61%)、「経費削減(労務費・原材料費)」(48%)、「取引先分析等による効果的な営業活動の実施」(32%)と続きました。

自社のIT化を進めていくにあたっての問題としては、「IT化を進めるための知識・ノウハウが不足している」(53%)、「IT化に対応できる人材が不足している」(48%)、「時間的余裕がない」(40%)と続きました。

■ 自社のIT化に取り組んでいますか。

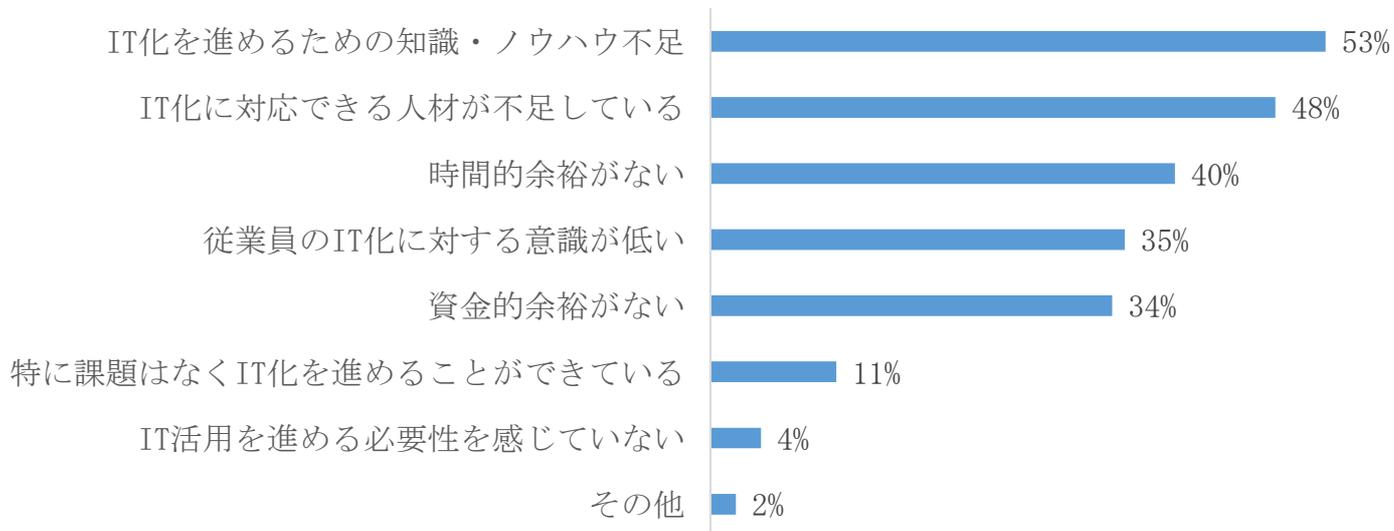


■ IT化に取り組む目的・期待する効果



第3章 ものづくり産業の現状と課題

■ IT化を進めていくにあたっての問題点



第3章 ものづくり産業の現状と課題

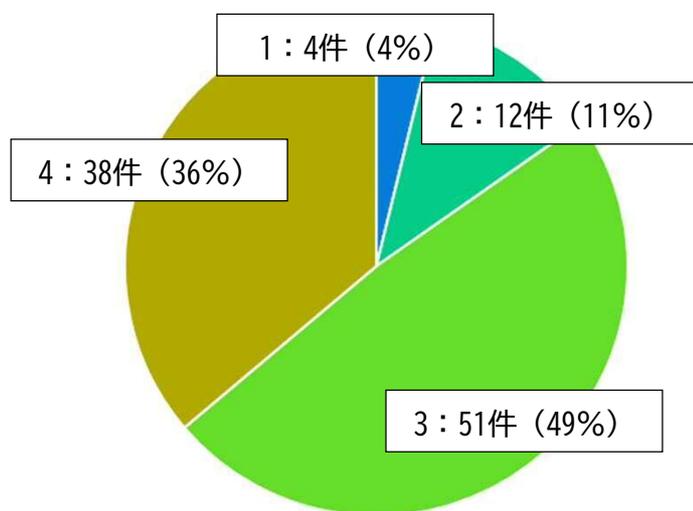
(5) 生産性の向上を図っていくにあたっての課題

経営環境・資金繰りの先行きの見通しが立ちにくい中、
設備投資よりも社内人材の育成が重要視されている。

生産性を向上させるための課題として、優先する、最も優先すると回答した割合は、「社内人材の育成」(85%)、「ハードウェア面の強化」(43%)、「ソフトウェア・IT面の強化」(42%)と続きました。

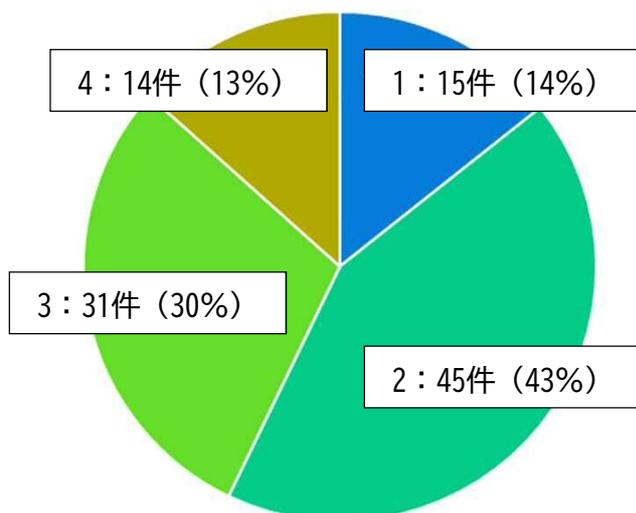
「社内人材の育成」が最も多かった理由としては、中長期で自社に合った人材を育成するため、大きな投資を伴わず取り組むことが可能、といった理由が考えられますが、前述のとおり、この前提となる「人材の確保」も、ものづくり事業者の課題でもあることから、企業の考える課題とその解決手段との間にギャップが見受けられます。

■ 社内人材の育成



1. 必要ない
2. 優先しないが必要
3. 優先する
4. 最も優先する

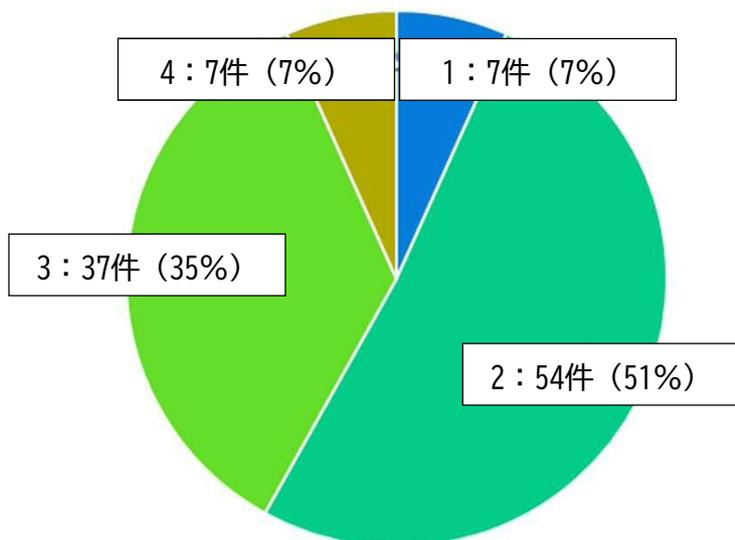
■ ハードウェア面の強化



1. 必要ない
2. 優先しないが必要
3. 優先する
4. 最も優先する

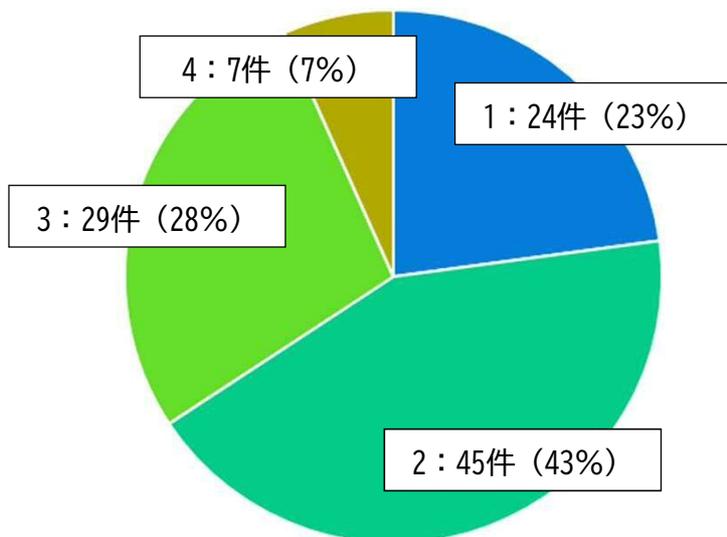
第3章 ものづくり産業の現状と課題

■ ソフトウェア・IT面の強化



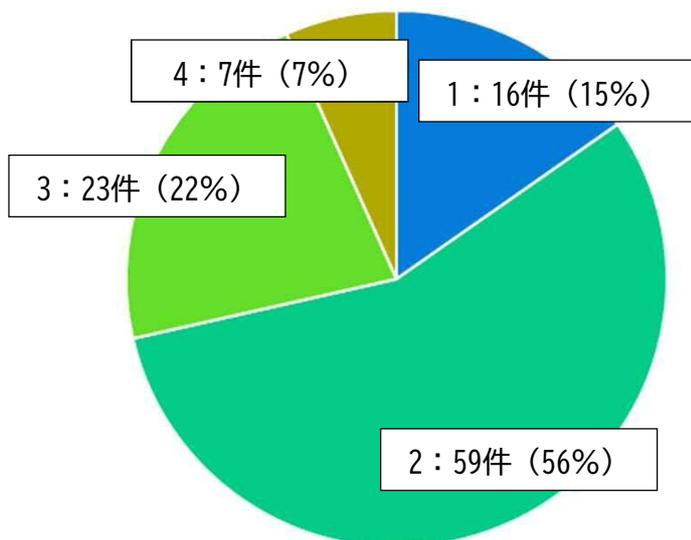
1. 必要ない
2. 優先しないが必要
3. 優先する
4. 最も優先する

■ 業界の知識が豊富な人材の採用



1. 必要ない
2. 優先しないが必要
3. 優先する
4. 最も優先する

■ ソフトウェア・ITに習熟した人材の採用



1. 必要ない
2. 優先しないが必要
3. 優先する
4. 最も優先する

第3章 ものづくり産業の現状と課題

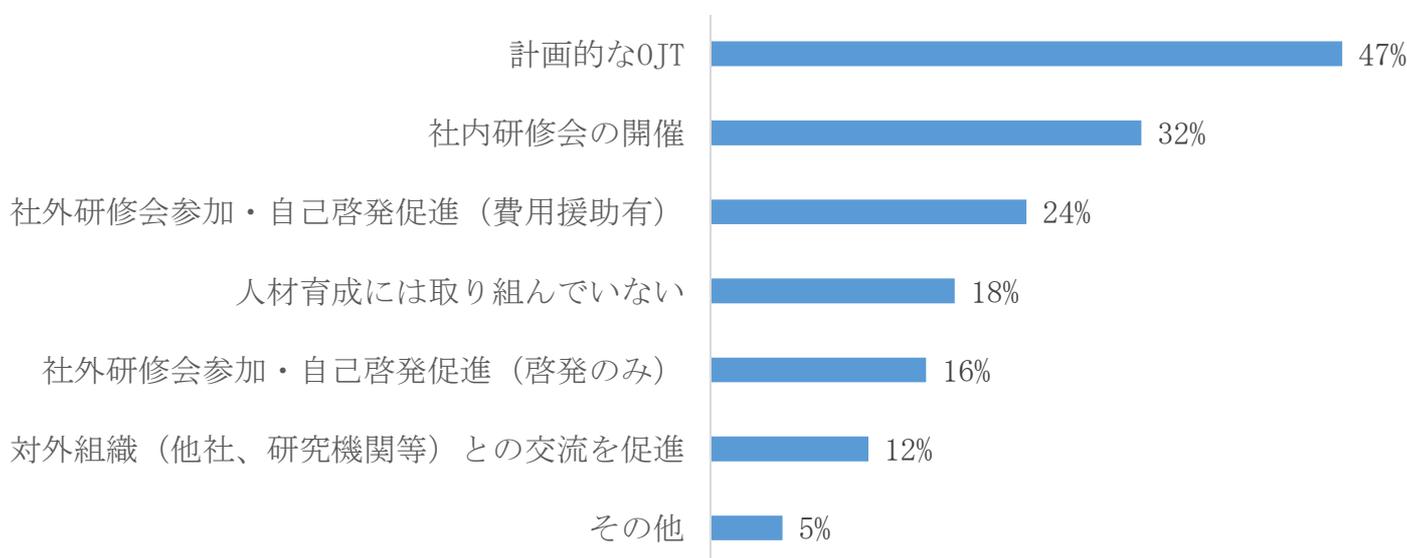
(6) 人材育成において取り組んでいる内容・問題と感じている内容

約8割の企業がOJTを中心に人材育成に取り組んでいる中、問題と考えている内容は多岐に渡っており、解決に向け取り組む事項は多い。

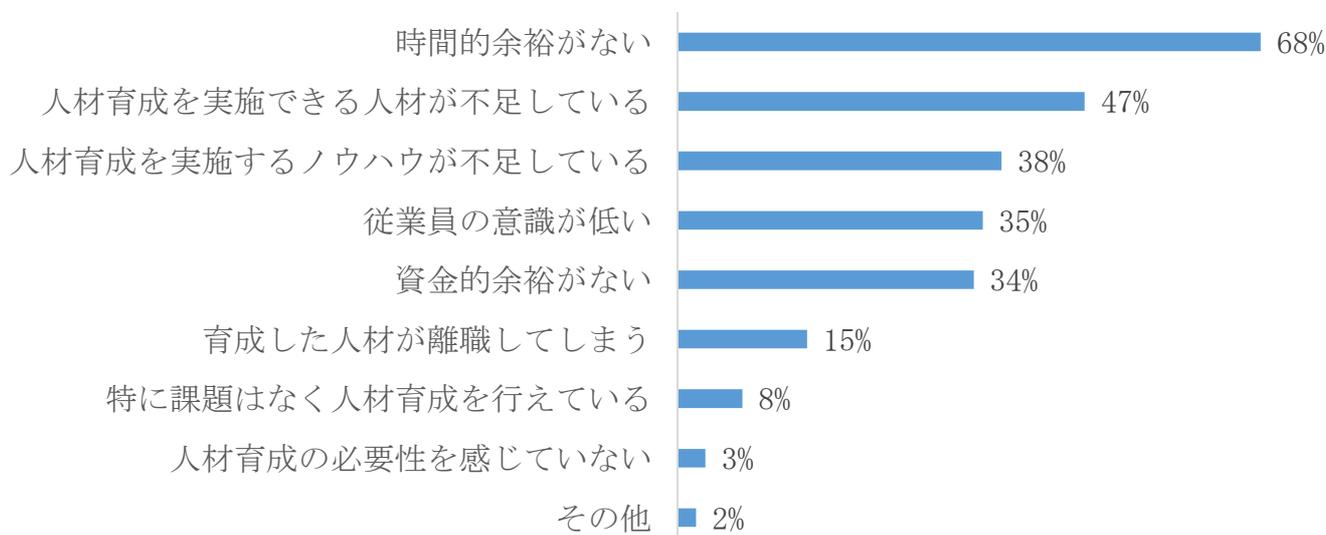
人材育成において取り組んでいる内容としては、「計画的なOJT」（47%）、「社内研修会の開催」（32%）、「社外研修会参加・自己啓発促進（費用援助有）」（24%）と続きました。

人材育成において問題と感じている内容としては、「時間的余裕がない」（68%）、「人材育成を実施できる人材が不足している」（47%）、「人材育成を実施するノウハウが不足している」（38%）、「人材育成・自己啓発に対する従業員の意識が低い」（35%）、「資金的余裕がない」（34%）と続きました。

■ 人材育成に取り組んでいる内容



■ 人材育成における問題点



第3章 ものづくり産業の現状と課題

(7) (参考) 静岡市内に立地する静岡県立工科短期大学校について

認知度は低く、今後も自社社員の人材育成に活用したいと考える企業は少なかった。

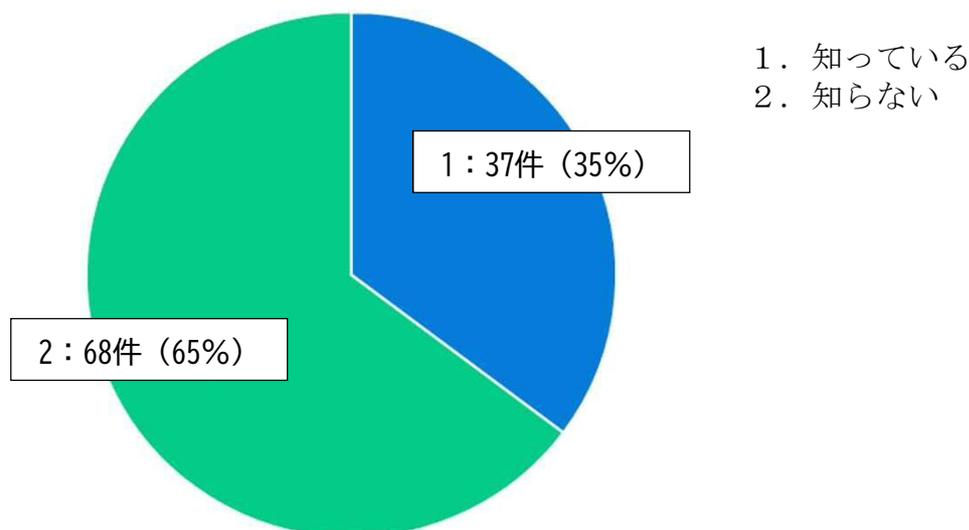
同校は、静岡市清水区楠に立地し、短期大学としての機能に加え、地域の企業で働いている方のスキルアップを目的とした在職者訓練を多数用意しています。

アンケートにおいては、同校の認知度とともに、在職者訓練の今後の活用意向について調査したところ、認知度については、「知っている」(35%)、「知らない」(65%)となりました。

在職者訓練の今後の活用意向については、「活用していきたい」(38%)、「活用していくつもりはない」(62%)となりました。

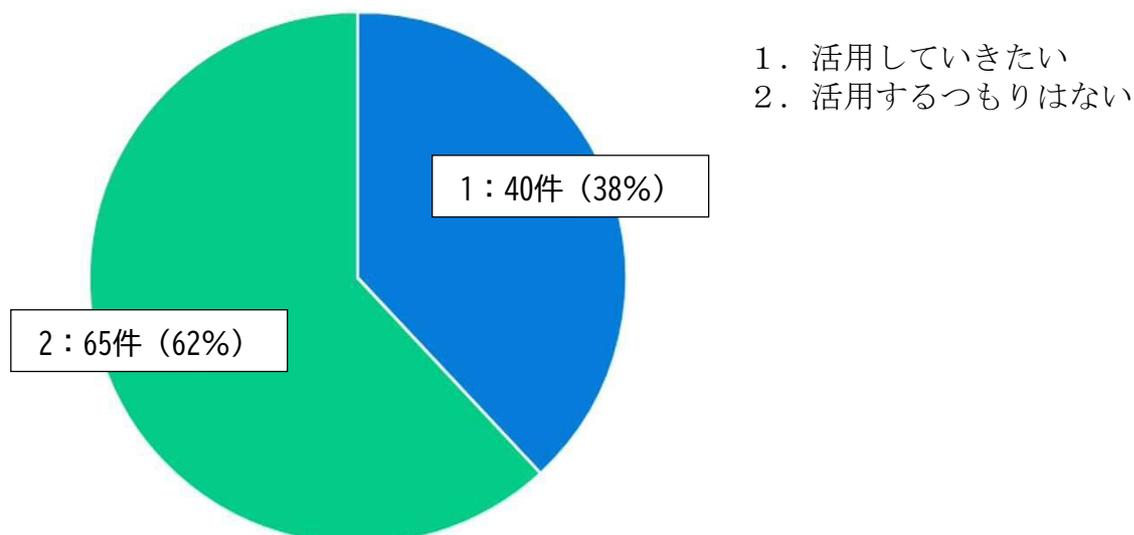
市内中小製造事業者の抱える「若手人材の確保」、「社内人材の育成」といった課題解決において有効な存在と考えられることから、本市としても、静岡県との連携をさらに深め、認知度を高めるとともに、企業による活用方法についての啓発を行っていく必要があります。

■ 静岡市内に「静岡県立工科短期大学校」が立地していることを知っていますか。



■ 静岡県立工科短期大学校は、短期大学としての機能に加え、在職者のスキルアップを目的とした、在職者向けの訓練講座を用意しています。

こうした講座を今後、自社社員に対して活用していきたいですか。



第4章 ものづくり産業の振興を図る方向性

1 計画の目標及び基本方針

(1) 計画の目標

第3次基本計画で定めた「多様な地域資源が連携する ものづくり創造都市 静岡」を踏まえ、本市は「SDGs 未来都市」や、2050年カーボンニュートラル実現に向けた「脱炭素先行地域」に選定された地域です。また、時代の要請や国際社会の期待に応えていく視点も踏まえ、発展的な「ものづくり創造都市」の実現へ向け、以下に、本計画の目標を定めるとともに、客観的な評価を行う数値目標を定めます。

本計画の目標

持続的な成長を続ける ものづくり創造都市 静岡

※②を除く基準年を2019年（③は年度）の実績値とし、目標数値は当該年に公表される最新データを適用

① 市内製造品出荷額等

現状 2兆1202億円（工業統計調査 2019実績）
・2026年：2兆2581億円（現状比 107%）
・2030年：2兆4174億円（現状比 114%）

② 人材育成に取り組む市内製造事業者の割合

現状 82%（市インターネット調査 2022結果）
・2026年：86%（現状比 105%）
・2030年：90%（現状比 110%）

③ 実質市内総生産額（製造業）

現状 9387億円（県民経済計算 2019実績から推計）
・2026年：9821億円（現状比 105%）
・2030年：1兆526億円（現状比 112%）

④ 実質市内現金給与総額（製造業）

現状 2160億9千万円（工業統計調査 2019実績から推計）
・2026年：2303億円（現状比 107%）
・2030年：2389億円（現状比 111%）

(2) 計画の基本方針

基本方針の設定にあたっては、目標を達成するための目的を意識したものとするとともに、第2章及び第3章において触れた、ものづくり産業を取り巻く動向や現状・課題を踏まえ、主たる対象のニーズに応じた足下の施策・事業に力点を置くこととします。

これに基づき、本計画の目標達成に向けた基本方針（政策）を以下に定めます。

<方針1> ものづくり産業の付加価値を高める

「競争力・販売力の強化」（モノを創るコトづくり）

新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢の緊迫で原油価格が上昇し、素材系の業種を中心に生産コストが増加している現状をはじめ、顧客ニーズへの対応や同業他社との競争激化など、事業継続力のみならず、さらなる競争力・販売力を高めていくことが求められます。

このことから、製品や技術・サービスの付加価値を高めていくとともに、ものづくり産業の持続的な成長を遂げていくための「競争力・販売力の強化」を推進していきます。

<方針2> 若年労働者及び次代を担う若年者等が活躍する

「ものづくり人材の強化」（モノを創るヒトづくり）

2022年版 ものづくり白書（ものづくり基盤技術振興基本法第8条関連）によれば、我が国の製造業の就業者は約20年で157万人減少（この内、若年労働者は約20年で121万人減少）しています。

労働者の減少のみならず、次代を担う若年者のものづくり離れは、今後、地域経済活動の鈍化及びGDPの低下にも繋がるのが容易に想像できます。このことから、若年者、若年労働者に加え、現に携わる労働者・多様な人材も含めた「ものづくり人材の強化」を推進していきます。

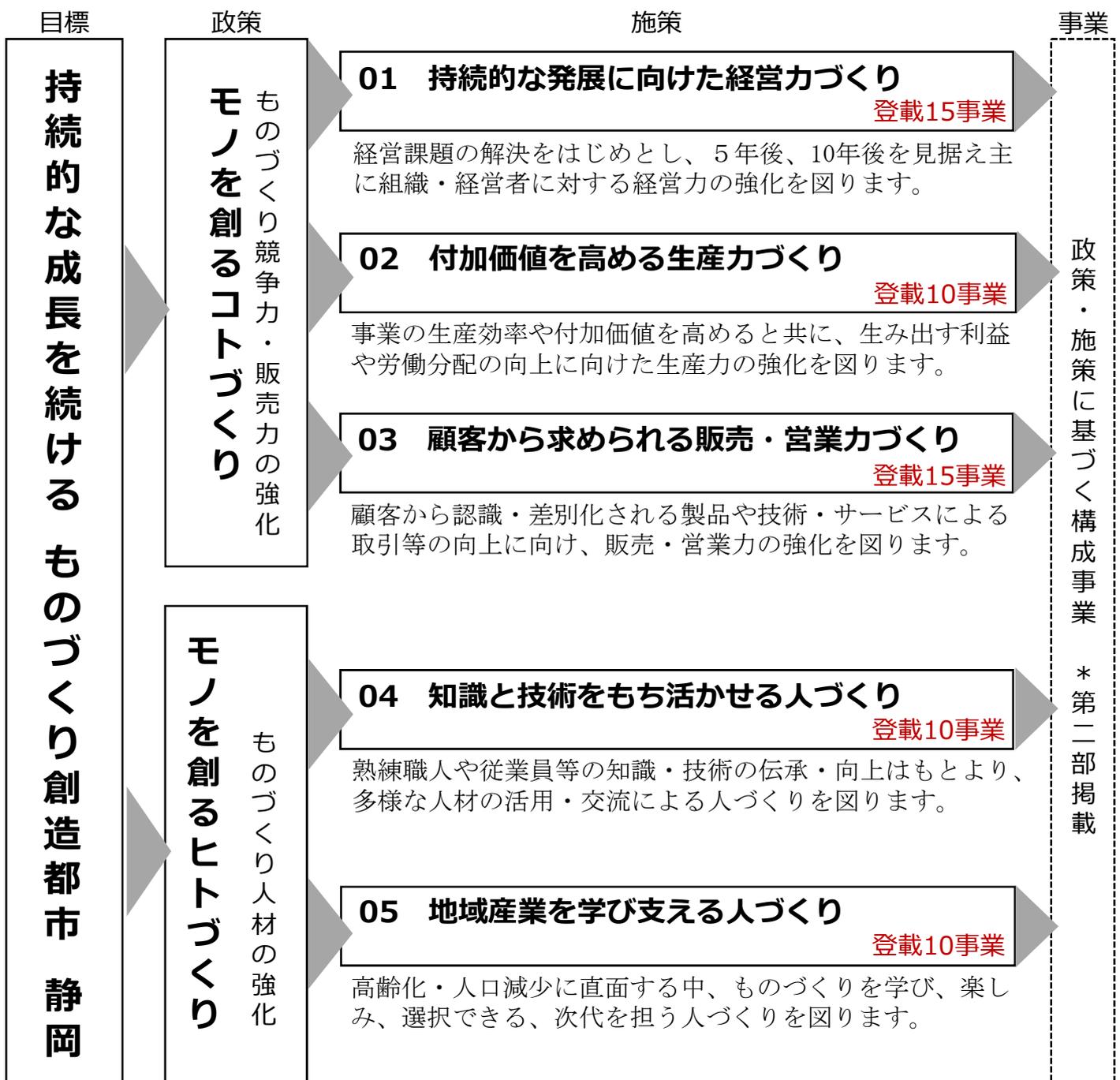
2 計画の体系

(1) 計画の体系

条例第8条第2項に定める「基本計画に定める事項」（後述）を踏まえ、本計画の目標及び基本方針に基づく5つの施策を位置付け、以下のとおり本計画の体系を定めます。

また、本計画は、第4次静岡市総合計画及び第3次静岡市産業振興プランと連動した施策展開を図りながら推進するものですが、これを踏襲するだけでなく、現況や動向等を踏まえ、主たる対象にとって、真に必要とされる取組に重点・集中化していくこととします。

なお、政策・施策に基づく事業においては、時代の要請等と本計画に乖離が生じた場合、又はその必要が生じた場合においては、柔軟性のある見直しを図るものとします。



3 重点的に取り組む事項

本計画の目標である「持続的な成長を続ける ものづくり創造都市 静岡」の実現に向け、基本方針である「競争力・販売力の強化（モノを創るコトづくり）」と「ものづくり人材の強化（モノを創るヒトづくり）」の2つに基づき、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、本計画の最上位計画である「第4次総合計画」の重点事業と、下記に掲げる時代の要請や国際社会の期待に応じていく視点等を有する事業の内、特に必要と認められる事業を本計画の「重点的に取り組む事項」と位置付け、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、条例第17条に基づき、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じていきます。

(1) 「第4次総合計画」重点政策

第4次総合計画のテーマである「世界に輝く『静岡』」を実現するための推進力として、5大重点政策を位置付け、「人口活力を高め、まちと暮らしを豊かにする」に向け、以下の5つの重点政策に取り組むものです。

- ① 子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進
- ② アートとスポーツがあふれるまちの推進
- ③ 城下町の歴史文化を守り抜くまちの推進
- ④ 港町の海洋文化を磨き上げるまちの推進
- ⑤ オクシズの森林文化を育てるまちの推進

(2) 時代の要請や国際社会の期待に応じていく視点

地球温暖化に起因する異常気象や、貧困、格差、差別など、世界的な課題に対応するため、2015年の国連サミットで採択されたSDGsは、日本国内でも今や多くの企業や個人の間で認知され、取組が進められています。また、静岡市は、2018年に内閣府から「SDGs未来都市」に、国連からアジア地域で唯一のSDGsハブ都市（Local 2030）」に選定され、SDGsの先進都市として更なる取組の推進が求められています。第4次総合計画では、SDGsを総合的に推進するとともに、SDGsに包含される「脱炭素社会の実現」等に加え、SDGsが目指す持続的な社会経済の実現を後押しするため、デジタル技術を活用した行政サービスや市民生活、ビジネスなどあらゆる場面での変革を促す「DXの推進」も加え、国際社会への責任を果たし、時代を先導するまちづくりを進めていきます。

① SDGsの推進

持続可能な17の開発目標の内、当計画に関連する目標



② 脱炭素社会の実現

人々が将来にわたり豊かな営みを続けられるまち・静岡
～グリーン・デジタルを通じた新たな価値の創出～

2050年
温室効果ガス排出実質ゼロ

③ DXの推進

デジタル技術・ツールの活用による諸課題の解決

ビジネスモデルの変革

生産効率の向上

見える化

働き方改革

(3) 危機的な状況・困難な問題に対する適応力（レジリエンス、ニューノーマル対応）の強化

今般の新型コロナウイルス感染症や自然災害をはじめとする、事業活動を継続する上での脅威や変革に対し、事業継続計画等の策定・運用など有事に備えた対策に加え、顧客のニーズや環境の変化等に対応すべく、新しい考え方や要素を取り込む適応力を培っていきます。

第4章 ものづくり産業の振興を図る方向性

(4) 地域に根付く特色のある「ものづくり産業」の振興

古から培われた先人の「ものづくり精神」がものづくり産業を築き上げ、今日の産業の発展に繋がっています。本市は「伝統的地場産業」や「模型産業」をはじめ、電気機械器具、自動車関連のはん用機械器具を主軸とした複数の大手製造事業所を頂点とする強固なサプライチェーンが構築されています。

これらのことから、地域に根付き、地域を象徴する「ものづくり産業」の振興を図ることは、域内への資金や機会を呼び込む力・流出を防ぐ力にも繋がります。また、シティプロモーションの観点からも、地域経済への波及・好循環をもたらすことにも繋がるといえます。

* 重点的に取り組む事項に基づく事業一覧

No.	事業名称	総合計画 重点事業	横断的視点			適応力 の強化	特色産業 の振興	担当課
			SDGs	脱炭素社会	DX			
1. モノを創るコトづくり (ものづくり競争力・販売力の強化)								
1	I T 導入に向けた生産性向上支援事業	○	○		○	○		産業振興課
2	オープンイノベーション推進事業 (コ・クリエーションスペース運営事業)	○	○				○	産業振興課
3	スタートアップ支援事業	○	○	○	○	○	○	産業振興課
4	オープンファクトリー推進事業	○	○				○	産業振興課
5	プラモデル化計画推進事業	○	○				○	産業振興課
6	企業立地用地開発推進事業	○	○	○	○			産業振興課
7	中小企業事業高度化事業助成		○	○	○	○	○	産業振興課
8	オクシズ漆の里構想事業	○	○				○	中山間地振興課
9	持続的発展に向けた競争力強化事業助成		○	○	○	○	○	産業振興課
10	特産品展示コーナー (駿府楽市) 運営事業	○	○				○	産業政策課
2. モノを創るヒトづくり (ものづくり人材の強化)								
1	地場産業後継者育成事業 (クラフトマンサポート事業)		○				○	産業政策課
2	産学官連携による「人材力」強化事業 (ものづくり産業競争力強化事業)		○	○	○	○	○	産業振興課
3	プラモデル化計画推進事業	○	○				○	産業振興課
4	地元就職・UIターン就職促進事業	○	○					商業労政課
5	生涯現役地域づくり環境整備事業 (高齢者就労促進事業)	○	○					福祉総務課

* 必要に応じた施策・事業間の連携、横断的な取組の検討を行う。



第4章 ものづくり産業の振興を図る方向性

4 推進体制

(1) 基本計画の諮問機関

「ものづくり産業振興基本計画」は、条例第8条に基づき、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等と整合を図りながら、ものづくり産業の振興に関する施策についての基本的な計画を策定すること、としています。

また、条例同条第2項には、基本計画に定める事項として、以下の項目が定められています。

- ① ものづくり産業の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。
- ② ものづくり産業の基盤となる技術の開発に関すること。
- ③ ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上に関すること。
- ④ ものづくり産業に係る製品の販路の拡大その他の需要の拡大に関すること。
- ⑤ ものづくり産業に係る製品のブランド化、新たな利用方法その他の製品開発に関すること。
- ⑥ ものづくり産業に係る事業環境の充実に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、ものづくり産業の振興に関する施策の推進に関すること。

これらの項目を定めた基本計画を策定、又は変更するときは、条例第8条第4項に基づき、条例第18条に規定する静岡市ものづくり産業振興審議会に諮問すること、としています。

<名称> 静岡市ものづくり産業振興審議会（第6期）

<所掌> 条例第8条4項及び第18条第2項

①基本計画の策定・変更に係る諮問に対する答申

②市のものづくり産業の振興に関する重要な事項についての審議

<委員> ①12名：第6期委員構成は下表のとおり

②任期2年：令和4年8月22日～令和6年8月21日

※会長・副会長以外は
五十音順・敬称略

	氏名	所属等	
会長	鳥羽 俊行	事業者	鳥羽漆芸
副会長	山下 徹治	事業者	日立清水理科クラブ
	伊藤 早紀	市民委員	
	井野 恵	教育研究機関	静岡市こどもクリエイティブタウンま・あ・る
	小澤 美穂子	産業関係団体	静岡商工会議所
	上妻 親司	産業関係団体	NPO法人マンパワーカフェ
	杉山 恵子	産業関係団体	静岡特産工業協会
	鈴木 實	市民委員	
	牧野 好洋	学識経験者	静岡産業大学経営学部
	松岡 慶子	事業者	株式会社松岡カッター製作所
	望月 有希子	産業関係団体	静岡県商工会連合会
	弓桁 康志郎	市民委員	

<会議> ① 令和4年度 第1回審議会（令和4年8月22日）

・第6期委員委嘱及び正副会長の選任

・経済局長から審議会（会長）へ諮問、第4次計画（骨子案）の審議

② 令和4年度 第2回審議会（令和4年12月13日）

・第4次計画（素案）の審議

・審議等を経て、パブリックコメント（1/27～2/27）による意見聴取

③ 令和4年度 第3回審議会（令和5年3月15日）

・第4次計画（最終案）の審議、審議会（会長）から経済局長へ答申

第4章 ものづくり産業の振興を図る方向性

(2) 基本計画の推進

本計画は、市が中心となって取り組む一方、ものづくり産業の現場では、商工会議所や商工会をはじめとする産業関係団体が支援を進めているところも多く、これらの産業関係団体との連携が基本計画を推進する上で重要となります。このことから、市と産業関係団体との情報交換を行い、基本計画への理解と協力を得ていくことが不可欠となります。

また、市内外の教育研究機関や有識者等とも関係を深め、ものづくり産業の多岐にわたる経営課題や技術開発等の解決に向けて連携することも必要になります。

さらには、本市のものづくり産業の振興を図る上で、国及び県の関係部署との連携を深め、ものづくり産業に対する支援体制を整えていくことも必要になります。

(3) 基本計画の推進にあたり期待される関わり

本計画の推進にあたっては、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するため、ものづくり産業に関わる全ての主体が関与することが求められ、特に条例に定めるところの「ものづくり事業者」「産業関係団体」「市民」「市」のそれぞれが役割を主体的に担うことが重要になります。

これには、まず、ものづくり事業者によって製造・加工された製品等の地産地消に向け、その製品等を進んで活用したり、物品の調達を行うよう努めるなど、ものづくり産業への関与を意識した行動や意識が不可欠です。

(4) 基本計画の評価及び進捗管理

本計画の評価に向けては、本計画に掲げる目標及びこれに基づく数値目標とともに、政策・施策に基づく事業ごとに成果指標を設定し、総論・各論の両面で評価を実施していきます。

また、進捗管理においては、社会情勢の変化や事業者のニーズ等に応じた、機動的、かつ柔軟な改善を実施するため、毎年度、前年度の実施状況を調査・確認するとともに、事業計画の見直しを図っていくこととします。さらには、本計画の中間年度である令和8年度には、上位計画や社会情勢の変化を踏まえた見直しを行います。

なお、基本計画の実施状況については、条例第8条第7項に基づき、市議会に報告すること、としています。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	翌 第1四半期
基本計画	計画に基づく政策・施策・事業の実施				検証を踏まえた事業改善・実施
			予算要求	実施検証	
評価・進捗管理	実施状況調査・評価		議会報告	評価に応じた計画の見直し等	

(5) 基本計画に基づく産業別計画

産業別計画については、条例第9条に「ものづくり事業者又は産業関係団体は、市長が定めるところにより、産業別計画の案となるべき事項を市長に対し、提案することができる。」と定めており、ものづくり事業者や産業関係団体との情報交換等を逐次行い、その必要に応じて、静岡市ものづくり産業振興条例施行規則に基づき、産業別計画を定めていくこととします。

また、産業別計画の策定にあたっては、基本計画との方針や期間等との整合を図るとともに、その見直し等についても、条例及び基本計画に準じた取り扱いとします。



＜第二部＞

ものづくり産業振興基本計画 (事業計画)



1. モノを創るコトづくり — 持続的な発展に向けた経営力づくり

政策

施策

モノを創るコトづくり

ものづくり競争力・販売力の強化

01 持続的な発展に向けた経営力づくり

(1) 持続的な発展に向けた経営力づくり

ものづくり産業をはじめとする中小企業は、全事業所数の約99%（雇用では約8割）を占め、中小企業基本法では「地域経済活性化の担い手」や「就業機会増大の担い手」などの役割を果たすものと規定しています。しかし、経営資源は有限であり、自助努力によって解決できない経営課題も多数抱えています。このような中において、外的環境（時勢や機会）、知識や技術をもつ人材とのネットワーク、社会資本整備などの活用・連携を図ることが重要であり、ものづくり産業の持続的な発展に向け、経営力の強化を図っていきます。

No.	事業名称	事業概要	事業主体	事業対象	計画年度					達成指標	担当課
					前期				後期		
					5	6	7	8			
1	中小企業融資制度による資金調達支援	融資に対する利子及び保証料の一部を助成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 金融機関	○	○	○	○	○	融資制度申込件数 1,000件（R12）	産業振興課
2	ビジネスに関する相談窓口及び専門家派遣	産業支援施設での窓口相談及び専門家派遣による課題解決を図る	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	専門家派遣数 145件/年	産業振興課
3	事業承継支援事業	次世代に技術やノウハウを引き継ぐため、円滑な事業承継に向けた支援の実施	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	検討	検討	検討	検討	支援件数 4件/年	産業振興課
4	事業継続（BCP）に係る啓発	中小企業による防災・減災の取組を促進するための啓発	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	啓発事業の実施	産業振興課
5	IT導入に向けた生産性向上支援事業	IT導入に向けたワンストップ相談窓口を通じた生産性向上を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	IT導入に関する相談件数 150件/年	産業振興課
6	中小企業等DX支援事業	専門家による伴走型支援を通じ、成功事例の輩出による地域全体へのDX普及を促進	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	支援件数 5件/年	産業振興課
7	オープンイノベーション推進事業 （コ・クリエーションスペース運営事業）	人材・技術・ナレッジ等が還流するエコシステムの確立に向けた交流・共創拠点の実証	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	検討	検討	検討	検討	プロジェクト創出件数 10件/年	産業振興課
8	スタートアップ支援事業	スタートアップが展開しやすい環境を整備し、新たなビジネスや市内発のスタートアップを創出し、地域産業の持続的な発展を図る	産業関係団体 静岡市	スタートアップ企業 ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	○	スタートアップ創出 （支援）件数 70件（R12）	産業振興課
9	産業財産権出願事業助成	自ら開発した技術や商品について、特許及び実用新案の出願を行う際に要する経費の助成	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	出願件数 12件/年	産業振興課
10	オープンファクトリー推進事業	産官連携による工場見学・ものづくり体験を基軸とした地域活力の向上を図る	ものづくり事業者 産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	検討	参画がプラスとなった企業の割合 70%（R5）	産業振興課
11	プラモデル化計画推進事業	市民等が「プラモデルのまち」を体感し、本市のシニアプロモーションとプラモデル産業のPRを推進	ものづくり事業者 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35%（R12）	産業振興課
12	企業立地促進事業	地域産業の高度化、活性化及び雇用機会の拡大に向けた企業の誘致及び留置を推進	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	○	企業立地件数 20件/年	産業振興課
13	企業立地用地開発推進事業	企業誘致・留置の推進及びサプライチェーンの強靱化を図る	静岡市 ディベロッパー	ものづくり事業者 ディベロッパー	○	○	○	○	○	開発候補地に対して、 開発事業者の決定 及び事業着手	産業振興課
14	（主）山脇大谷線（小鹿～宮川） 道路整備事業	物流の効率化に向け、恩田原・片山土地区の工業団地へのアクセス整備等の実施	静岡市	市民 ものづくり事業者	○	○	○	○	○	事業区間 （L=1.5km）の4 車線供用	道路計画課
15	静岡産業支援センター「ツインメッセ静岡」管理運営事業	ツインメッセ静岡の貸館を通じた経済活動支援及び広域物資拠点等公共的機能の提供	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	施設利用率 40%以上/年	産業振興課

2. モノを創るコトづくり – 付加価値を高める生産力づくり

政策

施策

モノを創るコトづくり

ものづくり競争力・販売力の強化

02 付加価値を高める生産力づくり

(2) 付加価値を高める生産力づくり

ものづくり産業をはじめとする中小企業は、人口減少や高齢化などの構造変化に直面する中、残業規制や同一労働同一賃金といった働き方改革をはじめとする環境変化への対応も求められています。経済・社会環境の変化に対応しつつ、経済の発展・成長につなげるためには、ものづくり産業が生み出す「付加価値」を高めていくことが重要になります。労働生産性や顧客ニーズもさることながら、根幹である「モノを創る」事業の生産効率を高めると共に、生み出す利益や労働分配の向上に向けた生産力の強化を図っていきます。

No.	事業名称	事業概要	事業主体	事業対象	計画年度				達成指標	担当課	
					前期						
					5	6	7	8			
1	中小企業事業高度化事業助成	競争力の強化や高付加価値化に向け、市内製造拠点に機械設備を導入する経費の助成	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	機械設備設置件数30件/年	産業振興課
2	生産性向上に取り組む中小企業支援(先端設備等導入計画認定業務)	労働生産性向上を図るため、取得設備の固定資産税の負担を3年間にわたって支援	静岡市 国	ものづくり事業者 中小企業者	検討	検討	検討	検討	検討	実施(再延長の検討)	産業政策課
3	DXによる「稼ぐ力」強化事業(ものづくり産業競争力強化事業)	DXを通じた製造事業者の生産性向上を果たし、受注増による競争力強化を支援	ものづくり事業者 産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	検討	○	○	○	○	DXに取り組む中小製造事業者の割合60%(R8)	産業振興課
4	現場改善支援事業	専門アドバイザー派遣による5Sや技術力向上、製品の付加価値化を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	支援事業者数15者/年	産業振興課
5	産学連携事業(産学共同研究委託事業)	高度な知識・技術・ノウハウを持つ大学等と共同で取り組む調査・研究・開発を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	委託契約件数6件/年	産業振興課
6	新商品開発支援事業(静岡おみやプロジェクト)	新商品開発に向けた開発から販売まで一貫したマーケティング手法の習得を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	検討	検討	検討	検討	新商品開発数6件/年	産業振興課
7	海洋産業クラスター創造事業	好循環を生み出すための産業クラスターを構築することによる海洋関連産業の育成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 教育研究機関	○	○	○	○	○	支援件数6件/年	産業政策課
8	グリーン産業創出支援事業	脱炭素化に資する新技術や新商品の開発・実証事業等に対する経費の助成	静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体	○	○	○	○	検討	事業活用件数計20件以上(R8)	環境創造課
9	中小企業者省エネルギー設備導入事業助成	CO2削減の意識醸成を図り、省エネルギー化に向け、省エネルギー設備の導入経費を助成	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	検討	CO2排出量50%以上削減(R12)	環境創造課
10	オクシズ漆の里構想事業	ウルシを育て、漆を製品化し、地場産業等で活用する「漆の地産地消」体制の構築	ものづくり事業者 産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	ウルシ植樹面積8ha(R8)	中山間地振興課

3. モノを創るコトづくり — 顧客から求められる販売・営業力づくり

政策

施策

モノを創るコトづくり

ものづくり競争力・販売力の強化

03 顧客から求められる販売・営業力づくり

(3) 顧客から求められる販売・営業力づくり

製品やサービスは、顧客のニーズによって生み出されますが、①価格、②（競合との）差別化、③対象の3つから優位性を構築することにより、競争環境へ投じられていくことから、自社の製品やサービス、又は前提となる技術の「強み」や「競争環境」を踏まえて適切な戦略をとることが重要となります。このことから、顧客から認識・理解される製品や技術・サービスによる取引等の向上に向け、ネットワークや機会の提供を通じて、競争環境を知り、強みを把握することで、ものづくり産業の販売・営業力の強化を図っていきます。

No.	事業名称	事業概要	事業主体	事業対象	計画年度				達成指標	担当課	
					前期			後期			
					5	6	7				8
1	持続的発展に向けた競争力強化事業助成	付加価値を高める競争力・販売力の強化に向け、販路開拓と新商品開発に係る経費を助成	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	事業活用件数 33件/年	産業振興課
2	大規模展示会共同出展事業	国内最大の展示会への共同出展による中小製造事業者の競争力の強化を支援	ものづくり事業者 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	商談に進んだ割合 11%/年	産業振興課
3	首都圏販路拡大支援事業	テストマーケティングを通じた商品開発、商談会による商品開発力や商談力の向上を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	検討	商談件数 600件/年	産業振興課
4	中小企業の海外展開に対する支援	海外展開に向けたテストマーケティングや商談会、営業代行等の支援の実施	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	検討	商談件数 36件以上/年	産業振興課
5	日本貿易振興機構静岡貿易情報センター事業助成	静岡貿易情報センターへの助成によるスケールメリットを生かした海外展開等を支援	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	セミナー開催回数 6件/年	産業振興課
6	伝統工芸等ものづくり事業者支援事業	商品開発、各種プロモーション、販路開拓までをプロデューサー指導のもと各種支援の実施	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	検討 検討	展示会等出展 1回/年	産業政策課
7	ニューウェーブしずおか創造事業助成（地場産業支援事業）	商品開発と販路開拓を行う「ニューウェーブしずおか創造事業」の実施経費の助成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体	○	○	○	○	○	商品開発点数 延べ30点（R12）	産業政策課
8	特産品展示コーナー（駿府楽市）運営事業	地場産品の愛用促進と販路開拓に向け、駿府楽市「特産品展示コーナー」での企画展示	ものづくり事業者 静岡市	市民	○	○	○	○	○	工芸品の年間売上金額 31,600千円（R12）	産業政策課
9	産業フェアしずおか開催事業助成	地元産品のPRと愛用促進による伝統工芸の振興を図るため、フェア開催経費を助成	ものづくり事業者 産業関係団体 静岡市	市民	○	○	○	○	○	来場者数 80,000人（R12）	産業政策課
10	伝統工芸品産業育成・振興事業（しずおか特産品まつり）	市民に宣伝・PRし、業界の育成・振興を図るため、しずおか特産品まつりの開催	ものづくり事業者 静岡市	産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	来場者数（春・秋） 6,900人（R12）	産業政策課
11	ホビーのまち静岡推進事業	市のブランドイメージと求心力の向上に向け、ホビー推進協議会静岡の事業に対する助成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	ホビーのまち静岡の認知度 30%（R12）	産業振興課
12	ホビー産業育成支援事業	市の求心力の向上に向け、イベント、展示、パンフレット等によるホビー産業の情報発信	静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	ホビーのまち静岡の認知度 30%（R12）	産業振興課
13	プラモデル化計画推進事業	模型業界と地元企業等のパートナーシップ構築を目的としたコラボイベント・サービスの創出	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35%（R12）	産業振興課
14	地域産業振興ブランド認証事業	市民が選ぶ「しずおか奨励プレミアムAWARD」の認証・PRによるシティブロモーションの推進	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	ブランド認知度 55%/年	産業振興課
15	女性活躍ブランド認定事業	女性活躍ブランドの認定によるモチベーションアップや取組波及等、女性の活躍を推進	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	ブランド商品認定数 延べ85件（R12）	男女共同参画・ 人権政策課



4. モノを創るヒトづくり — 知識と技術をもち活かせる人づくり

政策

施策

モノを創るヒトづくり

ものづくり人材の強化

04 知識と技術をもち活かせる人づくり

(4) 知識と技術をもち活かせる人づくり

人口減少・高齢化社会が進展する中、労働力を質・量の両面で確保していくことが求められますが、限られた人材が活躍できる能力開発及びその環境の創出・提供により、人材力を強化していくことが重要といえます。また、デジタル技術の活用や人材の登用により、労働生産性を高めることも労働力の「質」を高めていくことに繋がります。

これらのことから、熟練職人や従業員等の知識・技術の習得・伝承、付加価値の向上による人材力の強化に加え、多様な人材の活用・交流による人づくりを図っていきます。

No.	事業名称	事業概要	事業主体	事業対象	計画年度				達成指標	担当課	
					前期						
					5	6	7	8			
1	地場産業後継者育成事業 (クラフトマンサポート事業)	「クラフトマンサポート事業」として地場産業界の後継者の確保、若手職人の育成・定着を支援	静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	新規制度利用者数 延べ5人 (R12)	産業政策課
2	伝統工芸技術アーカイブス事業	伝統工芸技術で存続の危機にある技法を映像化等によりアーカイブし保存、継承を図る	静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	映像化本数 2本/年	産業政策課
3	地場産業支援事業助成 (伝統工芸技術保存講習会)	業界の若手後継者に対する「伝統工芸技術保存講習会」の実施に係る経費の助成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	講習会参加者数 延べ36名 (R12)	産業政策課
4	産学官連携による「人材力」強化事業 (ものづくり産業競争力強化事業)	産学官連携による人材育成を通じた中小製造事業者の競争力強化を支援	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 市民	検討	○	○	○	○	人材育成に取り組む中 小製造事業者の割合 90% (R12)	産業振興課
5	技能功労者表彰事業	市の産業の向上に寄与し、又は功績のあった技能者を静岡市技能功労者として表彰	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	○	表彰者数 26者/年	産業政策課
6	CSR活動表彰事業	事業活動の維持拡大と社会的健全性のある経営を実施する中小企業を表彰	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	○	表彰者数 4者/年	産業政策課
7	伝統工芸技術秀士顕彰・PR事業	本市の優れた伝統工芸の技術を継承するため優れた技術の保持者を顕彰・PR	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	表彰者数 1者 (R12)	産業政策課
8	中小企業技術表彰事業	新規、又は独自性の高い技術を持ち、意欲的に事業活動を行う中小製造事業者を表彰	静岡市	ものづくり事業者	○	○	○	○	○	表彰者数 2者以上/年	産業振興課
9	多様な人材の活躍応援事業所表彰事業及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取り組む事業所を表彰	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	○	○	表彰者数 5者/年	商業労政課
10	ダイバーシティ経営推進のための中小企業支援事業 (ダイバーシティ経営推進講演会開催事業)	経営者・管理職を対象とした講演会等による多様な人材が活躍できる環境づくりの推進	静岡市	ものづくり事業者 中小企業者	○	○	○	検討	検討	事業がきっかけとなった企業 の割合 90%/年	商業労政課

5. モノを創るヒトづくり — 地域産業を学び支える人づくり

政策

施策

モノを創るヒトづくり

ものづくり人材の強化

05 地域産業を学び支える人づくり

(5) 地域産業を学び支える人づくり

ものづくり白書（2022年経済産業省）によれば、国内の製造業就業者数は、2002年～2020年の約20年間で157万人減少し、全産業に占める製造業就業者の割合も減少傾向にある中において、本県は、全国の製造品出荷額に占める割合が約5%を占める「ものづくり産業」が元気な地域であり、この地域性を活かした「ものづくり」への関心・素養を高めることが重要です。

人口減少・高齢化に直面する中、若年者及び若年労働者等に対し、ものづくりを学び、楽しみ、選択できる、次代を担う人づくりを図っていきます。

No.	事業名称	事業概要	事業主体	事業対象	計画年度					達成指標	担当課
					前期				後期		
					5	6	7	8			
1	プラモデル化計画推進事業 (ものづくりプラモデル大学)	「模型の世界首都」への誇り・愛着の醸成と共に関係人口の開拓等に向けた取組の実施	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35% (R12)	産業振興課
2	プラモデル化計画推進事業 (ものづくりキャリア教育)	「模型の世界首都」への誇り・愛着の醸成と共に関係人口の開拓等に向けた取組の実施	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35% (R12)	産業振興課
3	プラモデル化計画推進事業 (プラモデル製作体験会)	小規模出展者のミスマッチを解消するため、静岡ホビーショーと連動した体験会の運営	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35% (R12)	産業振興課
4	プラモデル化計画推進事業 (模型青春フェスティバル開催事業)	プラモデルの制作技術・関心の深化に向け、中高生を対象にしたフェスティバル開催	産業関係団体 教育研究機関 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	○	○	○	誇りを持つ市民の割合 35% (R12)	産業振興課
5	子どもクリエイティブタウンでの職場体験等	ものづくり産業に関連する体験機会や学習機会を提供し、次世代を担う人材を育成	ものづくり事業者・産業関係団体・教育研究機関・静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	年間利用者数 100,000人/年	産業政策課
6	地場産品体験学習事業	ものづくりと地場産品に対する興味を喚起し、地場産業のPRと将来の後継者育成を図る	静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	体験学習申込学校数 延べ40校 (R12)	産業政策課
7	駿府匠宿運営事業	駿府匠宿の運営及び創作体験や展示を通じた工芸に親しみ歴史に触れる機会の提供	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	利用者満足度 95% (R12)	産業政策課
8	生涯学習施設でのものづくり体験学習機会の提供	ものづくり産業に関連する体験機会や学習機会を提供し、次世代を担う人材を育成	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 市民	○	○	○	○	○	主に小学生を対象とした機会提供数 8施設・12講座 (R12)	生涯学習推進課
9	地元就職・U I J ターン就職促進事業	市内で働く社会人との交流機会を提供し、若者の企業研究や就労意欲の促進を図る	ものづくり事業者 中小企業者 静岡市	教育研究機関 市民	○	○	○	○	検討	将来の職業の選択肢 が広がった回答の割合 90%/年	商業労政課
10	生涯現役地域づくり環境整備事業 (高齢者就労促進事業)	シニア向け就労サポート窓口「NEXTワークずおか」の運営により活躍できる環境の整備	産業関係団体 静岡市	ものづくり事業者 産業関係団体 市民	○	○	検討	検討	検討	高齢者の雇用・就業数 280人/年	福祉総務課

＜参考資料＞

根拠法令となる条例及び施行規則



静岡市ものづくり産業振興条例

平成23年 3月22日
静岡市条例第24号

静岡市は、江戸時代以来の伝統と優れた技術による駿河竹千筋細工、駿河雛(ひな)具・雛(ひな)人形、駿河指物などをはじめとする伝統工芸品やそれを礎とした家具、木製品、サンダルなどをつくり出す伝統的な地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船業、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業の歴史と伝統を有しています。そこには、先人たちから脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が存在しています。

ものづくり産業の発展は、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出すとともに、雇用機会や労働意欲を創出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

近年、少子高齢化、市場の成熟化、消費者需要の多様化、環境問題、安全・安心に対する要請の高まりなど、社会経済情勢の変化により、ものづくり産業には、製品の高付加価値化、マーケティング力の強化、新しい時代をひらく起業など、業態や規模のいかんにかかわらず、より広い視野に立った新たな取組が強く求められています。

このような背景のもと、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市が連携して、市のものでづくり産業を、次世代技術をも取り入れ、激変する社会や時代と調和した世界に通用する産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することは、豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要です。

ここに私たちは、弛(たゆ)まず努力し、絶えず研鑽(さん)するものづくり産業を振興するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、静岡市のものでづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ものでづくり産業 家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業その他の製造業をいう。

(2) ものでづくり事業者 ものでづくり産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。

(3) 伝統的地場産業 ものでづくり産業のうち、市内において引き継がれてきた伝統的な技術若しくは技法又はこれを基礎とする技術若しくは技法及び市内におけるその他の経営資源を活用して製品をつくり出す産業であって、市内に集積するものをいう。

(4) 伝統的地場産業事業者 伝統的地場産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。

(5) 産業関係団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号の事業協同組合(ものづくり産業に係るものに限る。)、同法第70条の都道府県中小企業団体中央会その他のものづくり事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 ものでづくり産業の振興は、ものづくり事業者の自主的な努力を尊重し、推進するものとする。

- 2 ものづくり産業の振興は、技術、技能及び知識（以下「技術等」という。）を継承し、及び向上させることの重要性を認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図ることにより推進するものとする。
- 3 ものづくり産業の振興は、自然、歴史、文化、ものづくり産業に関する技術等の地域資源を活用することにより行うものとする。
- 4 ものづくり産業の振興は、世界に向けて展開することを目標に推進するものとする。

（ものづくり事業者の役割）

第4条 ものづくり事業者は、ものづくり産業の振興において自らが重要な役割を担うことを認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 ものづくり事業者は、その事業活動における専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、新たな技術等を取り入れるなどしてこれを向上させるよう努めるものとする。
- 3 ものづくり事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自らが所在する地域の特性に応じて地域貢献のための取組を行うことにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
- 4 伝統的地場産業事業者は、伝統的な技術又は技法の保存及び継承に努めるとともに、伝統を生かした新たな製品づくりに努めるものとする。
- 5 ものづくり事業者は、市と協働して、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割）

第5条 産業関係団体は、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示すとともに、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、ものづくり事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。
- 3 産業関係団体は、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、ものづくり産業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、伝統的地場産業に係る製品に誇りを持ち、日常生活に生かすよう努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、ものづくり産業の振興に関する施策にもものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関（ものづくり産業に関する教育又は研究を行う機関をいう。以下同じ。）及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、静岡県及び他の地方公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

（基本計画の策定等）

第8条 市長は、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等と整合を図りながら、ものづくり産業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) ものづくり産業の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。
 - (2) ものづくり産業の基盤となる技術の開発に関すること。
 - (3) ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上に関すること。
 - (4) ものづくり産業に係る製品の販路の拡大その他の需要の拡大に関すること。
 - (5) ものづくり産業に係る製品のブランド化、新たな利用方法その他の製品開発に関すること。
 - (6) ものづくり産業に係る事業環境の充実にに関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、ものづくり産業の振興に関する施策の推進に関すること。
- 3 基本計画の策定に当たっては、ものづくり産業を取り巻く社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要を勘案して検討を加えるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ第18条に規定する静岡市ものづくり産業振興審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- 7 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市議会に報告するものとする。

(産業別計画の策定)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、ものづくり産業における産業分類別の産業の振興に関する計画（以下「産業別計画」という。）を策定することができる。

- 2 産業別計画は、基本計画と整合を図りながら、当該ものづくり産業の振興にとって必要な事項について定めるものとする。
- 3 ものづくり事業者又は産業関係団体は、市長が定めるところにより、産業別計画の案となるべき事項を市長に対し、提案することができる。
- 4 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該ものづくり産業の状況及び振興の必要性並びに予想される経費及びその効果を検討し、必要があると認めるときは、産業別計画を策定するものとする。

(国等の施策との調整)

第10条 市長は、基本計画及び産業別計画の策定及び実施に当たっては、国及び静岡県の施策と整合を図るものとする。

(研究開発及び成果の利用の促進)

第11条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体及び教育研究機関の連携による研究開発及びその成果の利用の促進を図るよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第12条 市は、市民がものづくり産業に係る製品を進んで活用する風土を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統的地場産業製品の活用)

第13条 市は、市の物品の調達に当たっては、伝統的地場産業に係る製品の利用が可能な場合には、これを活用するよう努めるものとする。

(表彰)

第14条 市長は、ものづくり産業の振興に著しく寄与したものを表彰することができる。

(情報の発信)

第15条 市は、インターネット、博覧会、見本市等の機会を通じ、ものづくり産業の振興に関する情報の発信に努めるものとする。

(交流の促進)

第16条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の交流の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市長は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(静岡市ものづくり産業振興審議会)

第18条 ものづくり産業の振興に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第4項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市のものづくり産業の振興に関する重要な事項について審議する。

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) ものづくり事業者を代表する者

(3) 産業関係団体を代表する者

(4) 教育研究機関を代表する者

(5) 市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

5 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条まで及び第18条の規定は、平成23年9月1日から施行する。

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則

静岡市規則第65号
平成23年8月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市ものづくり産業振興条例（平成23年静岡市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(産業別計画の案となるべき事項の提案)

第2条 条例第9条第3項の規定により産業別計画の案となるべき事項を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、産業別計画事項提案書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(提案の検討)

第3条 市長は、条例第9条第4項の規定による検討（以下「提案の検討」という。）に当たっては、条例第18条第1項の静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、提案の検討に当たり、必要があると認めるときは、提案者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(検討結果の通知)

第4条 市長は、提案の検討の結果について、第2条の規定による提案書の提出があった日から起算して10月以内に産業別計画事項検討結果通知書（様式第2号）により提案者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済局商工部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

産業別計画事項提案書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

提案者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話

静岡市ものづくり産業振興条例第9条第3項の規定により、次のとおり産業別計画の案となるべき事項を提案します。

産業分類	
名称	
提案の趣旨	
課題等	
対応策	
添付資料	

様式第2号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

産業別計画事項検討結果通知書

年 月 日付けで提案のあった産業別計画の案となるべき事項について、
次のとおり提案の検討結果を通知します。

1 結果

2 理由等



第4次 静岡市ものづくり産業振興基本計画

2023（令和5）年3月 策定

静岡市経済局商工部産業振興課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

（TEL）054-354-2058

（FAX）054-354-2132

